

上記コードは、三井住友海上あいおい生命ホームページから「ご契約のしおり・約款」をご確認いただく際に使用するコードです。

## もしものとき、家族の暮らしを支える、守る

# ブライツ インカム

介護  
プラン

契約年齢範囲  
**18~80歳**

**定期保障**  
もしものときの  
収入の保障

死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型)無配当



- 「契約概要・注意喚起情報」には、ご契約に関する大切な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。P.45に「ご契約のしおり・約款」に関する説明を記載しています。

[募集代理店]



株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]



## ●お客さまにご利用いただける主な制度・サービス



ご契約者さまが、その保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、ご契約者さまとご親族さまに安心をご提供することができる任意の制度です。



三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまへ、健康・医療、暮らし等に関する相談サービスをお電話にてご提供します。



三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまへ、介護・認知症に関する相談サービスをお電話にてご提供します。



※各制度・サービスの詳細は、三井住友海上あいおい生命ホームページからご確認ください。  
※「満点生活応援団」「介護すこやかデスク」は三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。三井住友海上あいおい生命が提携する会社が提供するサービスです。

## ●お役立ちサイト



健康的な毎日を過ごすためのコツを定期的にご案内している情報サイトです。イラスト・図解つきで、専門家が分かりやすくアドバイスします。



厚生労働省が認める先進医療制度について、どんな技術か、治療にどう活用するのか、治療費など、先進医療の最新情報を解説します。



## 「保険でできるエコ」はじめませんか。



三井住友海上あいおい生命では、インターネットを利用してパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」をご確認・ダウンロードいただける「Web約款」をご用意しています。

「Web約款」をご選択いただくことで、紙の使用量を削減し、地球環境保護に役立てることができますのでぜひご利用ください。



本冊子の記載内容は、2024年9月現在の法令等によるものです。今後、法令等の変更に伴い、取扱いが変更となる場合があります。

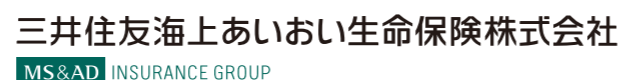


[募集代理店]



株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]



〒104-8258 東京都中央区新川12-27-2  
お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)  
受付時間 月~金 9:00~18:00 土 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除きます)  
https://www.msa-life.co.jp

保障の考え方

特徴としくみ

お支払事由

公的  
制度  
運動  
基準

認定  
事例

特別  
・特約

お受  
取例

必要  
保障  
額の  
目安

Q & A

契約  
概要

注意  
喚起  
情報

# 「もしも」のとき、あなたの生活は？

## 健康で元気なときは…

健康で元気なときは、給与などの収入で家族の生活を支えています。



食費	住宅ローン・家賃
光熱費	水道費
教育費	通信費
貯蓄	生命保険料
習い事	損害保険料
趣味の費用	等…

● 収支のバランスがとれています。



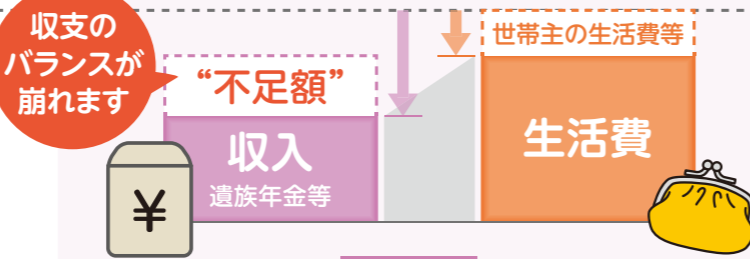
## 万一のときは…

病気やケガが原因で亡くなってしまった。



死亡

収入が途絶えるため、収支のバランスが崩れます



## 働けなくなったときは…

要介護状態・障害状態等により今までのように働けなくなってしまうことがあります。



介護



障害

長期の入院等により働けなくなってしまうことも…



入院

収入が減少する場合があります。治療費・介護費用等を負担すると収支のバランスが崩れます



### 万一のとき(遺族年金を受給できる場合)

たとえば…

世帯主の収入(ボーナスを含む年収の1/12):月30万円  
遺族年金:月14万円、世帯主の生活費:月6万円とした場合



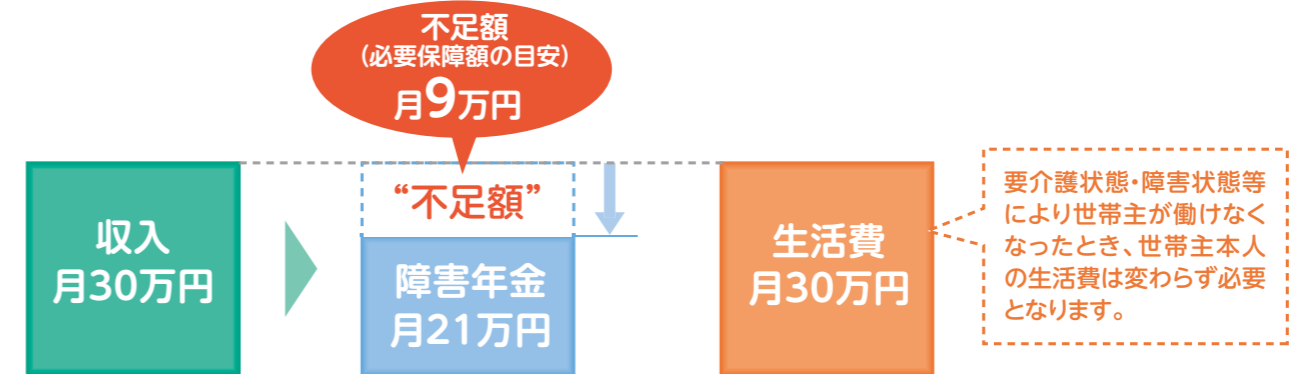
※遺族年金の金額は職業や収入、ご家族構成によって異なります。

万一のときの収支のバランスを保つには、毎月の不足額を準備しておくで安心です

### 働けなくなったとき(障害年金を受給できる場合)

たとえば…

世帯主の収入(ボーナスを含む年収の1/12):月30万円  
障害年金:月21万円とした場合



※障害年金の金額は等級や職業、収入、ご家族構成によって異なります。  
※要介護状態・障害状態等の場合、治療費・介護費用等も必要となる場合があります。

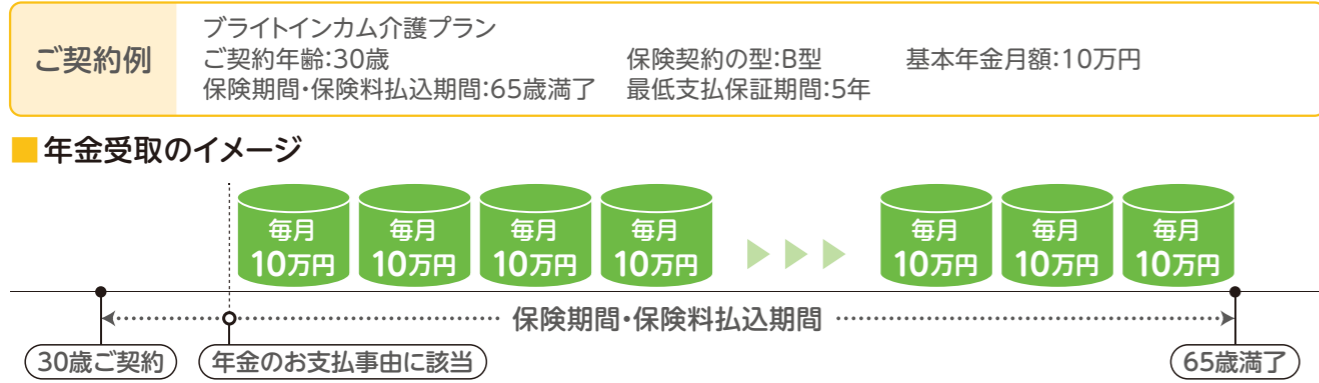
要介護状態・障害状態等により働けなくなったときのことも考えて備えておくで安心です

# 「もしも」のときに合理的に備えることができます

※「ブライトインカム」「ブライトインカム介護プラン」は「死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型) 無配当」の販売名称です。

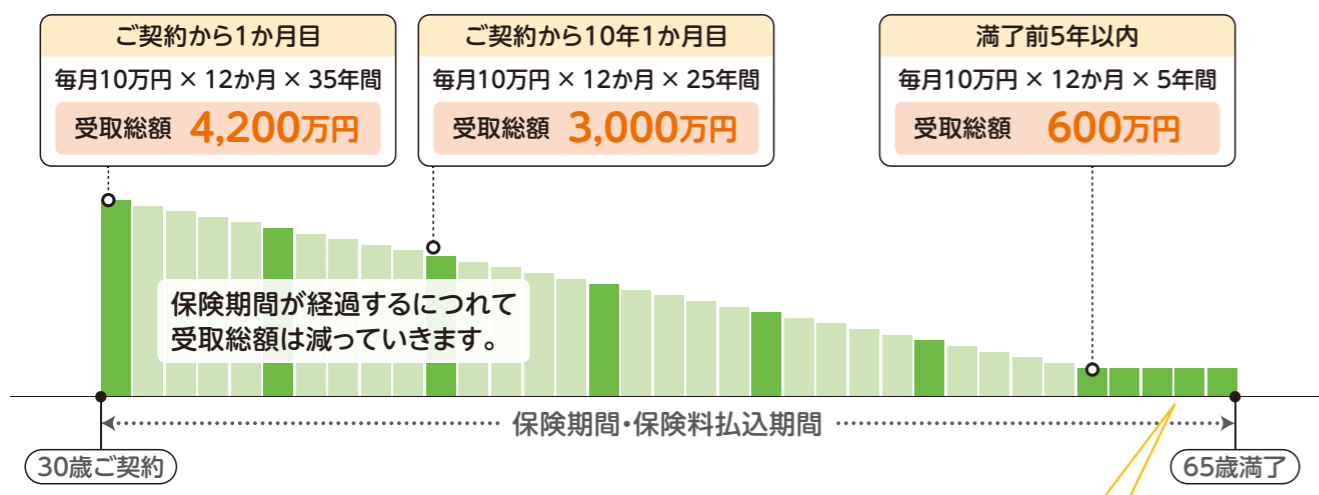
## 特徴1 「もしも」のとき、毎月一定の生活費を確保することができます

- 保険契約の型に応じて、死亡されたとき、要介護状態・障害状態等になられたときの収入減少に、保険期間満了まで毎月の年金で備えることができます。



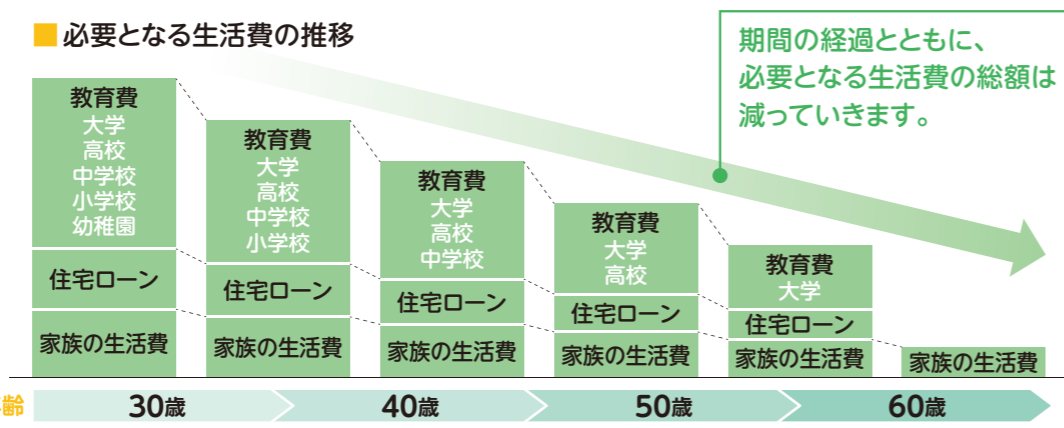
年金のお受取方法を選択できます。まとまった資金が必要な場合は、一括でお受け取りいただける方法があります。 [詳しくは P.18](#)

**年金受取総額の推移(イメージ)**  
上記ご契約例の場合、年金受取総額をお支払事由に該当した時期ごとに図で示すと以下のようになります。



**最低支払保証期間があります**  
年金のお支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合でも、最低支払保証期間のお支払いを保証します。最低支払保証期間は、10年(120回)・5年(60回)・1年(12回)から選ぶことができます。

**POINT**  
一般的に、必要となる生活費は期間の経過とともに減っていきます。この保険は、期間の経過とともに年金受取総額が減少していきますので、合理的に保障を確保できます。



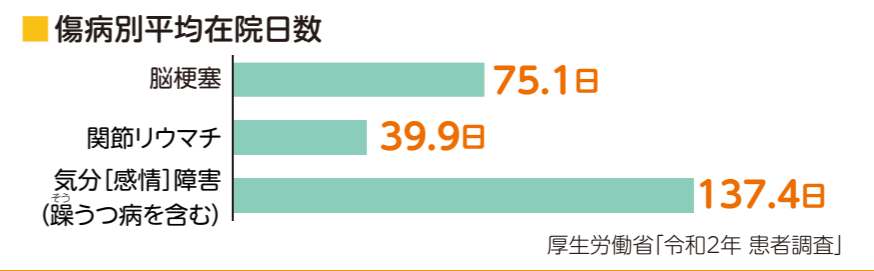
## 特徴2 入院・在宅医療にも備えることができます

[詳しくは P.9~10](#)

- 年金のお支払い前に、病気やケガで一定期間継続して入院されたときまたは在宅医療を受けられたときに一時金で備えることができます。

**POINT**

病気によっては入院が長期におよぶことがあります。



## 特徴3 ニーズにあわせて商品をお選びいただけます

[詳しくは P.7~10](#)

- ニーズにあわせて、3つの保険契約の型からお選びいただけます。

	死亡	高度障害	介護・障害	入院・在宅医療
<b>A型</b> ブライトインカム	○	○	—	○
<b>B型</b> ブライトインカム介護プラン	○	○	○	○
<b>C型</b> ブライトインカム介護プラン	—	○	○	○

※保険期間を通じて解約返戻金はありません。  
※保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

## 特徴4 オプションを付加することで保障を充実させることができます

**ストレス・メンタル疾病サポート特則**

約款所定のストレス・メンタル疾病で入院または在宅医療が30日以上継続したとき、一時金をお支払いします。

[詳しくは P.15](#)

**保険料払込免除特約(22)**

初めてガンと診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要になります。

上皮内ガンも対象!

[詳しくは P.15](#)

※特則・特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

## さらに 保険料が割引になるオプションがあります

[詳しくは P.16](#)

- **健康診断料率適用特約、健康優良割引(区分料率適用特約)**を付加することにより、健康診断の受診状況、健康状態や喫煙歴、自動車等の運転履歴に応じて、保険料を割り引きます。

※保険契約の型がC型の場合は、付加できません。

保障の考え方

特徴としくみ

お支払事由

公的制度運動基準

認定事例

特則・特約

お受取例

必要保障額の目安

Q & A

契約概要

注意喚起情報

# 保障のラインアップ

ニーズにあわせて、3つの保険契約の型さらに、保障を充実させるオプションも

(A型・B型・C型)からお選びいただけます  
ご用意しています

	保険契約の型	年金・給付金	お支払いできる場合(お支払事由)	お受け取りイメージ	
主契約	A型	死亡	収入保障年金 死亡されたとき	<p>〈基本年金月額 10万円の場合〉 年金のお支払事由に該当されたとき、保険期間満了まで年金を毎月お受け取りいただけます。</p> <p>詳しくは P.7~8</p>	
		高度障害	高度障害年金 約款所定の高度障害状態になられたとき		
		介護・障害	介護・障害就労不能年金 病気やケガで次のいずれかに該当されたとき ・身体障害者手帳(1級から4級)の交付 ・国民年金法の障害等級1級または2級 <sup>注</sup> に認定 注 障害等級2級は精神の障害等を除きます ・公的介護保険制度の要介護1以上に認定 ・約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続と診断確定 ・精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付		
	B型 C型	入院・在宅医療	短期継続入院・在宅医療サポート給付金 病気やケガで入院または在宅医療が10日以上継続したとき		<p>〈基本年金月額 10万円の場合〉 給付金のお支払事由に該当されたとき、一時金をお受け取りいただけます。</p> <p>詳しくは P.9~10</p>
			継続入院・在宅医療サポート給付金 病気やケガで入院または在宅医療が30日以上継続したとき		
		継続入院・在宅医療サポート給付金 サポート給付金不担保特則を付加した場合 短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金はお支払いしません。 詳しくは P.9~10			

オプション(特則・特約)	ストレス・メンタル疾病サポート特則	約款所定のストレス・メンタル疾病で入院または在宅医療が30日以上継続したとき、ストレス・メンタル疾病サポート一時金をお支払いします。 ※ストレス・メンタル疾病サポート一時金は100万円とサポート給付金不担保特則を付加した場合は、100万円です。 円・200万円・300万円・500万円からお選びいただけます。	詳しくは P.15
	保険料払込免除特約(22)	初めてガンと診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要になります。	詳しくは P.15
	リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、収入保障年金の一部または全部を被保険者にお支払いします。 ※保険契約の型がC型の場合は付加できません。	
	健康診断料率適用特約	健康診断の受診状況、健康状態や喫煙歴、自動車等の運転履歴に応じて、保険料を割り引きます。	詳しくは P.16
	健康優良割引(区分料率適用特約)		

⚠ 保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。また、ご契約後、特則のみの解約はできません。

保障の考え方  
特徴としくみ  
お支払事由  
公的介護保険制度  
認定事例  
特則・特約  
お受取例  
必要保障額の目安  
Q & A  
契約概要  
注意喚起情報

# お支払いできる場合(お支払事由)

●年金のお支払事由に該当したときには、以後の保険料のお払込みは不要になります。

保険契約の型	年金・給付金	お支払いできる場合(お支払事由)																			
A型 B型	収入保障年金	死亡されたとき																			
A型 B型 C型	高度障害年金	病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき	<p>約款所定の高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。</p> <p>病気やケガを問わず</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●両眼の視力をまったく永久に失ったもの</li> <li>●言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの</li> <li>●両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの</li> <li>●両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの</li> <li>●1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの</li> <li>●1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>●中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> </ul>																		
B型 C型	介護・障害就労不能年金 右記のいずれかに該当されたとき	病気やケガで、身体障害者福祉法にもとづく障害の級別1級から4級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付がされたとき	<p>公的制度運動</p> <p>公的制度運動 各公的制度運動基準については、P.11~12をご覧ください。</p>																		
		病気やケガで、国民年金法にもとづく障害等級1級または2級 <sup>注</sup> の状態に該当していると認定されたとき <small>注 障害等級2級は精神の障害等を除きます</small>	<p>公的制度運動</p> <p>三井住友海上 あいおい生命基準</p> <p>約款所定の日常生活介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。 (1)「日常生活動作表」の①~⑤のうち1項目以上が全部介助または一部介助に該当する状態 (2)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態</p>																		
		病気やケガで、公的介護保険制度に定める要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき	<p>公的制度運動 (40歳以上)</p> <p>日常生活動作表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>全部介助</th> <th>一部介助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならぬ状態。寝たきりの場合を含みます。</td> <td>補装具等を使用しても介助がなければ困難。</td> </tr> <tr> <td>② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。</td> <td>衣服を工夫しても介助がなければ困難。</td> </tr> <tr> <td>③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。</td> <td>浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。</td> </tr> <tr> <td>④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後片付け等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。</td> <td>食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。</td> <td>特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	全部介助	一部介助	① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならぬ状態。寝たきりの場合を含みます。	補装具等を使用しても介助がなければ困難。	② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	衣服を工夫しても介助がなければ困難。	③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。	④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後片付け等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。	⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。
		項目	全部介助	一部介助																	
		① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならぬ状態。寝たきりの場合を含みます。	補装具等を使用しても介助がなければ困難。																	
② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	衣服を工夫しても介助がなければ困難。																			
③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。																			
④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後片付け等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。																			
⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。																			
満65歳未満の被保険者について、病気やケガで、約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	三井住友海上 あいおい生命基準																				
病気やケガで、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづく障害等級1級に認定され、精神障害者保健福祉手帳の交付がされたとき	公的制度運動																				

※保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※収入保障年金、高度障害年金、介護・障害就労不能年金のいずれかを保険期間満了(最低支払保証期間を含む)までお支払いした場合、保険契約は消滅します。

※収入保障年金、高度障害年金、介護・障害就労不能年金は、重複してお支払いできません。

※国民年金法、介護保険法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律またはその他関連する法令等の改正があった場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、年金のお支払事由を法令等の改正に適した内容に変更することがあります。

※保険契約の型がC型の場合、死亡されたときの保障はありません。年金・給付金のお支払事由に該当する前に死亡された場合、保険契約は消滅します。

※収入保障年金、高度障害年金、介護・障害就労不能年金のいずれかのお支払事由発生後、各年金の受取人が死亡された場合は、受取人の死亡時の法定相続人に各年金をお支払いします。

保障の考え方

特徴としくみ

お支払事由

公的制度運動基準

認定事例

特則・特約

お受取例

必要保障額の目安

Q & A

契約概要

注意喚起情報

# お支払いできる場合(お支払事由)

保険契約の型	年金・給付金	お支払いできる場合(お支払事由)		
<p>A型</p> <p>B型</p> <p>C型</p>	<p>短期継続入院・在宅医療サポート給付金</p>	<p>病気やケガで入院または在宅医療が10日以上継続したとき</p>	<p>お受取額は「基本年金月額×0.5」となります。 (保険期間通算10回限度)</p> <p>お受け取りイメージは <b>P.23 Q1</b></p>	<p>サポート給付金不担保特則を付加した場合</p> <p>付加することで保険料が下がります。</p>
	<p>継続入院・在宅医療サポート給付金</p>	<p>病気やケガで入院または在宅医療が30日以上継続したとき</p>	<p>お受取額は「基本年金月額×6」となります。 (保険期間通算10回限度)</p> <p>お受け取りイメージは <b>P.23 Q1</b></p>	<p>短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金はお支払いしません。</p>
	<p><b>!</b> ●在宅医療とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、日本国内の(往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除く)の算定対象となる診療行為が対象となります。</p> <p>●退院日または在宅医療の終了日またはその翌日に、再度入院または在宅医療を開始した</p> <p>●美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人給付金のお支払対象外です。</p> <p>自宅等で治療に専念することをいい、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料が対象となります。</p> <p>お支払対象となる在宅医療は <b>P.23 Q2</b></p> <p>場合は継続した1回の入院または在宅医療とみなします。 間ドック検査のための入院または在宅医療は、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払対象外です。</p>			

※サポート給付金支払対象期間<sup>注</sup>中に、短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合はお支払いできません。

※サポート給付金支払対象期間<sup>注</sup>満了日以前に開始した入院または在宅医療が、サポート給付金支払対象期間<sup>注</sup>満了後に短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合はお支払いできません。

ただし、その入院または在宅医療が、サポート給付金支払対象期間<sup>注</sup>満了日の翌日から起算し、短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合はお支払いします。

注「サポート給付金支払対象期間」とは、継続入院・在宅医療サポート給付金をお支払いする場合、継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した日からその5か月後の月単位の応当日(応当日のないときはその月の末日)までの期間をいいます。

※法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。

※年金のお支払事由に該当したときは、それ以後に短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当しても、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金はお支払いできません。

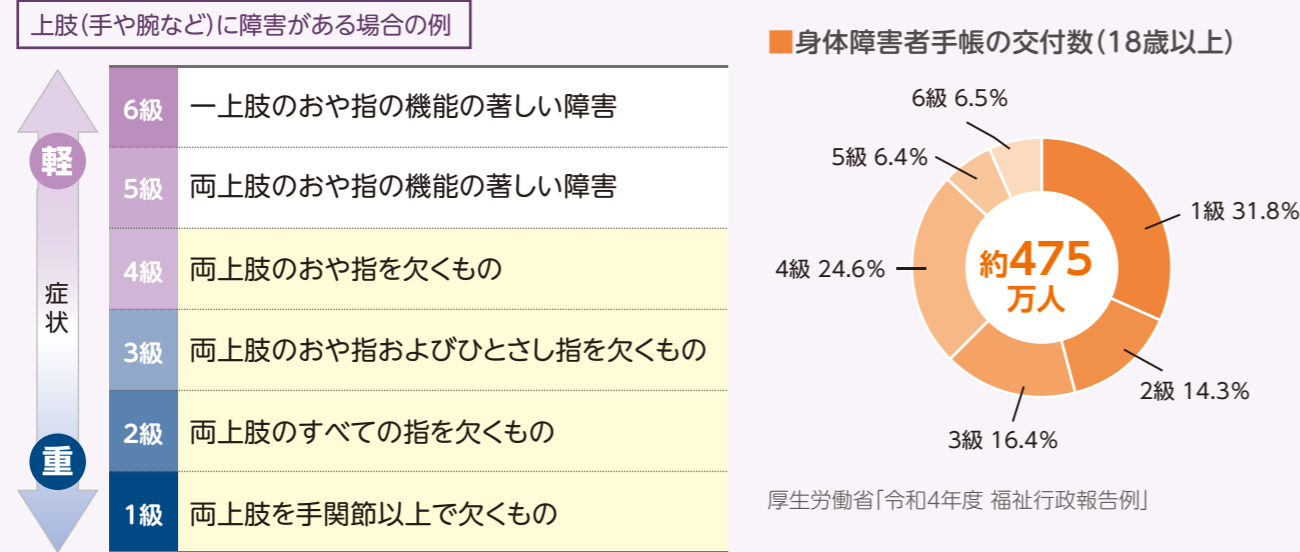
# 公的制度連動基準について

要介護状態・障害状態等になった  
そのため、いずれかしか認定さ

たときの公的な保障はさまざまですが、認定基準はそれぞれ異なります  
れないケースもあれば、複数の制度に認定されるケースもあります

## 身体障害者手帳について

身体障害者手帳は、病気やケガで所定の障害に認定されたとき交付されるもので、交付されると各種福祉サービスの提供を受けることができます。身体障害者手帳は「身体の機能がどれだけ制限されるか」という基準により等級が決まります。

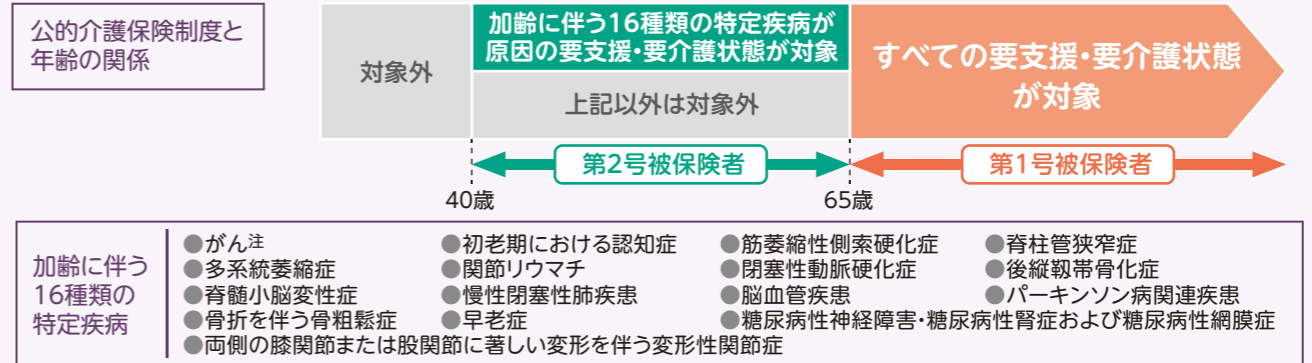


## 公的介護保険制度について

公的介護保険制度とは、病気やケガで介護が必要と認定された場合、費用の一部を支払って介護サービスを利用することができる制度です。

軽	重
要支援1	日常生活は一人でできるが、家事など一部において見守りや手助けが必要
要支援2	日常生活はほぼ一人でできるが、歩行や入浴など支援を必要とする場面が多い
要介護1	基本的に日常生活は自分でできるが、排泄や入浴時等に見守りや介助が必要
要介護2	立ち上がりや歩行が自力でできない場合が多く、食事や排泄、入浴等に介助が必要
要介護3	立ち上がりや歩行、排泄や入浴、着替え等、日常生活にほぼ全面的な介助が必要
要介護4	日常生活全般にわたり、介助なしでは日常生活が困難
要介護5	介助なしでは日常生活を送ることが不可能。基本的に寝たきりの状態

公的介護保険制度では、40歳未満の方は給付の対象外です。また、40～64歳の第2号被保険者は要介護認定の対象となる原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護支援が必要と認められた場合に対象となります。



注 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り、注

## 障害年金(国民年金・厚生年金)について

障害年金とは病気やケガで所定の条件になった場合に支給される公的年金の1つです。障害年金は「働くことや日常生活を送る上でどれだけ支障があるか」という基準により障害等級が決まります。

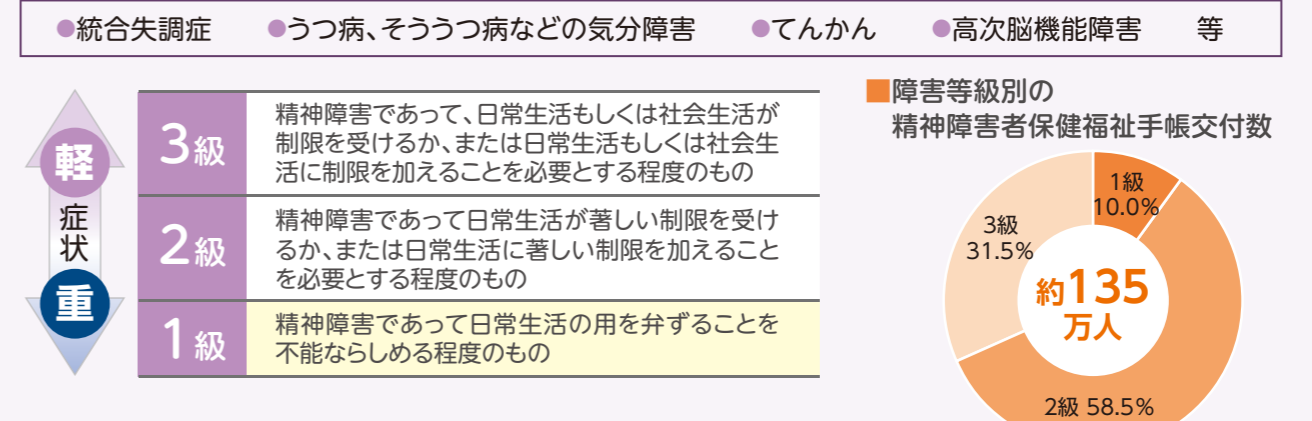
制度のイメージ

等級	障害内容	〈会社員・公務員等の場合〉	〈自営業者等の場合〉
3級	労働が著しい制限を受ける、または労働に著しい制限を加える必要がある状態	障害厚生年金	—
2級注	家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできない状態	障害厚生年金 + 障害基礎年金	障害基礎年金
1級	他人の介助がなければほとんど日常生活を送ることができない状態、たとえば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない状態	障害厚生年金 + 障害基礎年金	障害基礎年金

注 介護・障害就労不能年金において、障害等級2級は精神の障害等を除きます。

## 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認定されたとき交付されるもので、交付されると各種福祉サービスの提供を受けることができます。対象となる精神障害の種類はすべての精神障害で、次のようなものが含まれます。



障害等級1級とは以下のような状態を指します。

- 入院患者においては、院内での生活に常時援助を必要とする。
- 在宅患者においては、医療機関等への外出を自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付け等の家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時援助を必要とする。

※本パンフレットに記載の公的制度的内容は2024年9月時点のものです。

お受取例

ご契約例

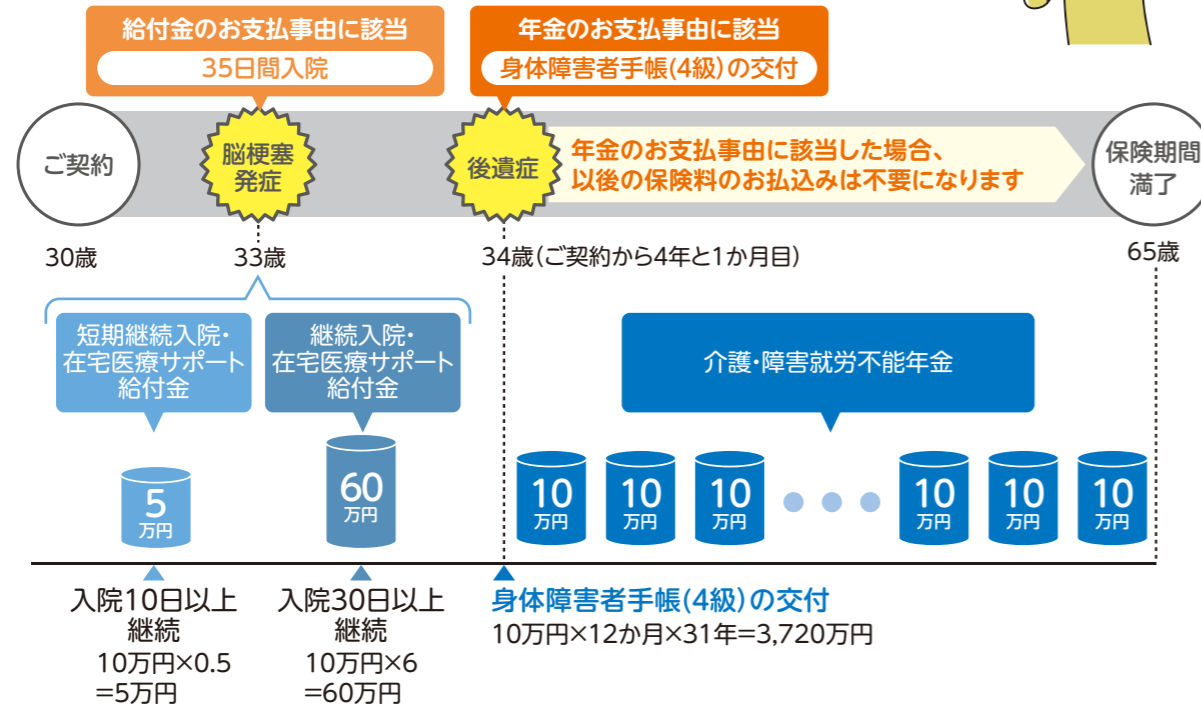
ブライイトインカム介護プラン  
 ご契約年齢:30歳 保険契約の型:B型 基本年金月額:10万円  
 保険期間・保険料払込期間:65歳満了 最低支払保証期間:5年

身体障害者手帳4級に認定 言語障害(脳梗塞) 30代

33歳のときに、手足のしびれと、ろれつが回らず言葉が出ない症状が突然現れ、心配した家族が救急車を呼ぶ。脳梗塞と診断され35日間入院。その後、リハビリの結果ほぼ正常に歩けるようになったが、言語機能に後遺症が残る。34歳のときに人との会話の内容は理解できるものの、明瞭な言葉の発声ができない状態となり、身体障害者手帳の4級と認定され、身体障害者手帳の交付を受けた。



【監修】株式会社セールス手帖社保険FPS研究所



その他の認定事例

身体障害者手帳4級 の認定事例

大腸ガン 40代

お腹の張りや便秘の悪さを感じるときがあったものの、特に治療は考えず過ごす。健康診断の便潜血検査で陽性となり、その後精密検査で直腸ガンと診断され、転移はなかったものの、ガンの大きさと位置から肛門温存は難しい状態。直腸切断術を行い、消化管ストーマ(人工肛門)を設置した。日常生活と仕事への大きな影響はないものの、ストーマの管理に若干慣れないところがある。



上肢(指)の障害 30代

車のドアが閉まる際、誤って左手の親指と人差し指をはさんで切断し、救急搬送される。命に別状はなかったものの、切断した指の機能は戻らず、生活や仕事に差し支える状態となった。負傷前後で日常生活に大きな変化はないものの、両手を使った作業や物を運ぶときに制限を受ける場面もある。



【監修】株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

国民年金法の障害等級2級 の認定事例

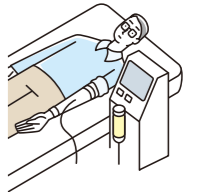
心疾患による障害(心筋梗塞) 40代

ある日突然、胸の痛みで襲われ入院。心筋梗塞と診断され、血管を広げる治療を受けた。退院後仕事に復帰したが、再度入院。動悸、呼吸困難、息切れ、浮腫等の症状があり、退職。1日の半分以上は横になっており、身のまわりのことは家族の援助が必要な状態となり、障害等級2級と認定された。



腎疾患による障害(腎疾患) 30代

健康診断で高血糖を指摘されたが、放置していた。その後、糖尿病と診断され、食事療法等を行うが疲労感や倦怠感を感じるようになった。血糖と血圧のコントロールを行ったが腎機能が低下。週3日は会社を早退し、人工透析が必要な状態となり、障害等級2級と認定された。



【監修】YORISOU社会保険労務士法人 松山純子

公的介護保険制度の要介護1 の認定事例

脳梗塞 50代

脳梗塞を発症し入院。その後リハビリを行い、退院した。リハビリの甲斐があり、立ち上がる時や片足で立つときに多少の助けが必要な状態まで回復し、要介護1に認定された。また、在宅での自立した生活を継続するために、手すりの取り付けを行った。



関節リウマチ 50代

関節リウマチにより手足の指に、こわばり、疼痛、しびれ、熱感がある。歩行時に不安定になり、重いものを持つことができないため、買い物や洗濯等の一部介助が必要となり、要介護1と認定された。



【監修】YORISOU社会保険労務士法人 松山純子

精神障害者保健福祉手帳1級 の認定事例

うつ病 40代

実家の父親が認知症を発症し、介護の対応にも追われていた。余裕のない生活を送るうち自身も体調を崩し、思うように行動できなくなった。心療内科でうつ病と診断され、通院等が1人ではまったくできない。



高次脳機能障害 50代

起床時に激しい頭の痛みで襲われ、意識を失い救急搬送。脳出血と判明して手術を行い、一命を取り留める。退院後は高次脳機能障害の後遺症により、家族でもコミュニケーションを取るのが難しく、記憶力の低下も著しいため、常に介護を要する状態。



【監修】株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

※各公的制度の認定は症状等から総合的に判断されるため、本パンフレットに記載されているものと同様の事例でも認定の結果が異なる場合があります。  
 ※本パンフレットに記載している事例は2024年9月時点のものであり、各公的制度の改正等により認定基準が変更になった場合、上記と同様の事例でも認定の結果が異なることがあります。



# オプション(特則・特約)について

## ストレス・メンタル疾病サポート特則

付加することで保険料が上がります。

約款所定のストレス・メンタル疾病で入院または在宅医療が30日以上継続したとき、ストレス・メンタル疾病サポート一時金をお支払いします。

在宅医療とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅等で治療に専念することをいい、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料(往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除く)の算定対象となる診療行為が対象となります。

お支払対象となる在宅医療は **P.23 Q2**

### 約款所定のストレス・メンタル疾病とは

ストレス・メンタル疾病サポート特則の保障の対象となる疾病には以下のようなものがあります。

※ストレスやメンタル特有の疾病に限りません。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 精神および行動の障害(薬物依存を除く)
- てんかん
- 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
- 更年期障害 等

※ストレス・メンタル疾病サポート一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。  
 ※ストレス・メンタル疾病サポート一時金については、年金でお受け取りいただくことはできません。  
 ※次のいずれかに該当した場合、ストレス・メンタル疾病サポート特則は消滅します。  
 ・ストレス・メンタル疾病サポート一時金が支払われたとき。ただし保険契約は存続します。  
 ・年金のお支払事由に該当したとき(保険契約の型がC型の場合で、死亡された場合を含みます)。  
 ※同一の被保険者が三井住友海上あいおい生命のストレス・メンタル疾病サポート特則を複数契約することはできません。

## 保険料払込免除特約(22)

付加することで保険料が上がります。

ガン給付責任開始期以後に初めてガン(上皮内ガンを含む)と診断確定されたとき、心疾患<sup>注</sup>・脳血管疾患で入院されたとき、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要になります。

- ガン給付責任開始期以後に初めてガン(上皮内ガンを含む)と診断確定
- 心疾患<sup>注</sup>・脳血管疾患で入院

ご契約

以後の保険料のお払込みは  
不要になりますが、保障は継続します。

注 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

保険料払込免除特約(22)のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)は、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)からとなります。

## リビング・ニーズ特約

付加しても保険料は変わりません。

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、リビング・ニーズ保険金として、収入保障年金の一部または全部を被保険者にお支払いします。

- リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。特約基準保険金額(ご請求額)は、被保険者お1人につき他のご契約を通算して3,000万円を限度とします。また、特約基準保険金額(ご請求額)から対応する6か月分の「利息および保険料相当額」を差し引きます。
- 保険契約の型がC型の場合は付加できません。

保険契約の型がC型の場合、健康診断料率適用特約・健康優良割引は付加できません。

## 健康診断料率適用特約

付加することで保険料が割引になります。

被保険者の健康診断の受診状況が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより、保険料を割り引きます。

健康診断結果のご提出は  
申込時のみ

### 健康診断料率適用基準(下記のすべてに該当)

- 被保険者が受診した「人間ドック」「特定健康診査」「生活習慣病予防検診」「職場の健康診断」等の健康診断結果をご提出いただくこと(受診(検査)日から告知日まで2年以内のもの)
- 健康診断結果は、三井住友海上あいおい生命の定める必要検査項目をすべて満たしていること(年齢や健康状態の確認方法により必要検査項目が異なります)

## 健康優良割引(区分料率適用特約)

付加することで保険料が割引になります。

被保険者の健康状態その他が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより、健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴に応じて保険料を割り引きます。

※「健康優良割引」は、「区分料率適用特約」の販売名称です。  
 ※「健康優良割引」の各基準に該当しないからといって、被保険者の健康状態や運転技術が必ずしも優良ではないということではありません。  
 ※診査の結果や通院歴、既往症・現症等によっては、ご契約に特別な条件を付けずにお引受けする場合でも、お申込みの健康優良割引を適用できない場合があります。また、ご契約を特別な条件付きでお引受けする場合(健康優良割引は適用できません)、あるいはご契約自体をお引受けできない場合があります。

### 非喫煙者の基準

- 過去1年間喫煙していないこと(喫煙には、紙巻タバコ、葉巻、パイプ、噛みタバコ、ニコチンを含む加熱式タバコ・電子タバコ・製剤(ニコチンガム、ニコチンパッチ)等を含みます)

受動喫煙(副流煙)等の影響で喫煙反応があった場合には、「非喫煙者の基準」に該当しませんのでご注意ください。

### 優良体の基準(下記のすべてに該当)

- 血圧値が優良体の基準の範囲内であること
- BMI(ボディ・マス・インデックス)の値が優良体の基準の範囲内であること

血圧値の基準 (mmHg)	
最高	最低
139以下	89以下

※血圧値が最高値・最低値ともに上表の範囲内であることが必要です。

### BMI(ボディ・マス・インデックス)値の基準

BMI値は、身長・体重のバランスを判断する指標のひとつとして国際的に広く用いられています。

BMI値=体重(kg)÷身長(m)<sup>2</sup> BMI値の優良体の基準は18.0以上27.0以下です。

端数処理について 「体重(kg)」は小数点以下第1位を、「身長(m)」および「身長(m)<sup>2</sup>」は小数点以下第3位を、それぞれ切り捨て、BMI値は小数点以下第2位を四捨五入します。

### 優良運転者の基準(下記のいずれかに該当)

「非喫煙者の基準」または「優良体の基準」に該当された方はさらに割引になる場合があります。

- 自動車保険の契約等級が12等級以上であること
- 「ゴールド運転免許証」を持っていること
- 運転免許を持っていないこと

※免許の取消・停止の場合を除きます。

保障の考え方

特徴としくみ

お支払事由

公的制度運動基準

認定事例

特則・特約

お受取例

必要保障額の目安

Q & A

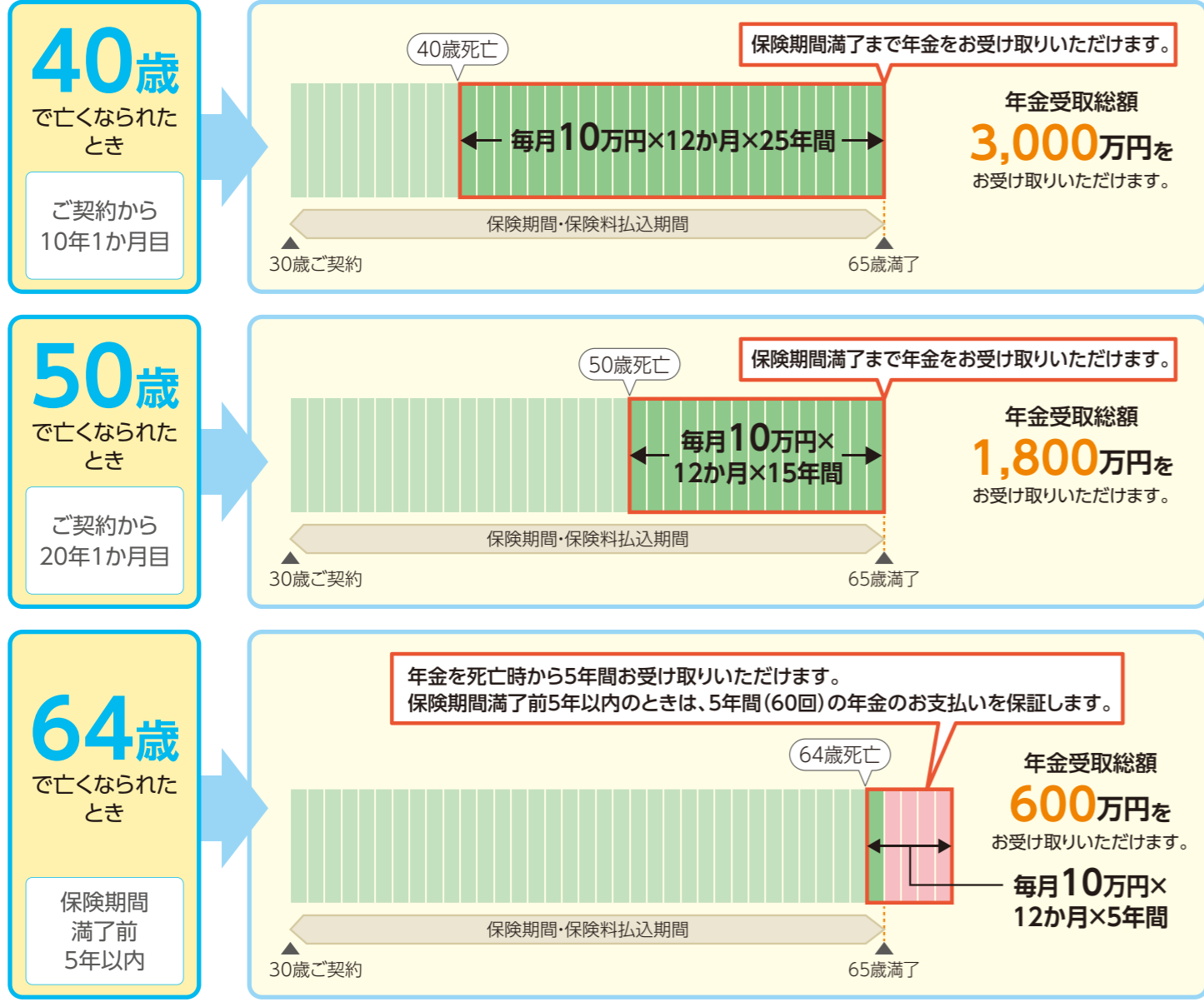
契約概要

注意喚起情報

# お受取例

## ■ **ブライティンカム** 介護プラン 死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型) 無配当

<b>ご契約例</b>	ご契約年齢:30歳 保険期間・保険料払込期間:65歳満了	保険契約の型:B型 最低支払保証期間:5年	基本年金月額:10万円
-------------	---------------------------------	--------------------------	-------------



### 最低支払保証期間のタイプは次の3つからお選びください。

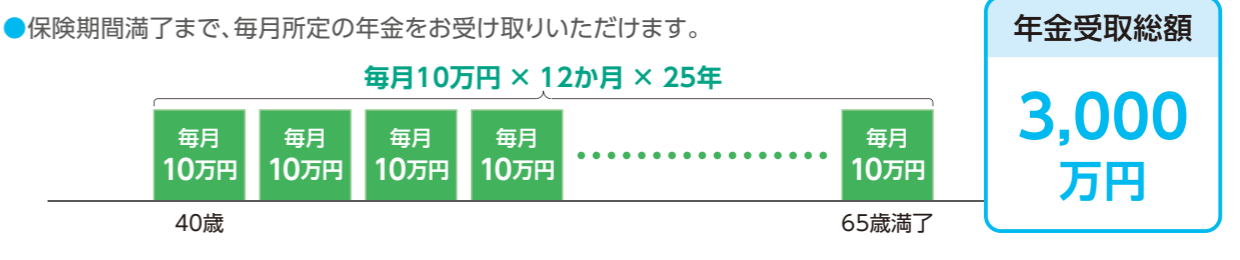
- 保険期間が残り少なくなっても、保険期間をこえて年金をお支払いします。
- 1年保証(支払回数:12回)** 保険期間が残り1年に満たない時点で亡くなられた場合でも、**1年間(12回)**年金をお支払いします。
- 5年保証(支払回数:60回)** 保険期間が残り5年に満たない時点で亡くなられた場合でも、**5年間(60回)**年金をお支払いします。
- 10年保証(支払回数:120回)** 保険期間が残り10年に満たない時点で亡くなられた場合でも、**10年間(120回)**年金をお支払いします。

## ニーズに合わせてさまざまな方法で年金をお受け取りいただけます。

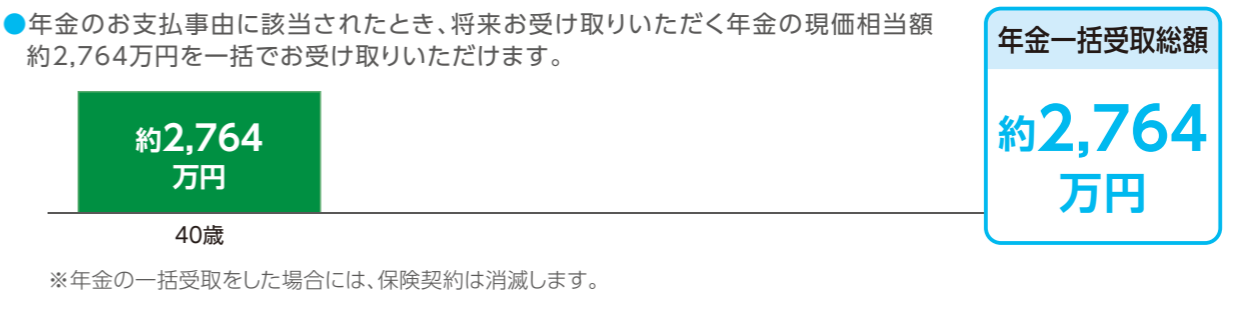
30歳でご契約された方(P.17ご契約例)が40歳(ご契約から10年1か月目)でお支払事由に該当された場合のお受け取りイメージです。

収入保障年金、高度障害年金、介護・障害就労不能年金はいずれも、毎月所定の年金を受け取る方法のほか、年金を一括で受け取る方法もあります。  
ただし、年金を一括で受け取る際の金額は、毎月所定の年金を受け取る際の受取総額とは異なります。具体的な金額は年金のご請求手続きの際にお問い合わせください。

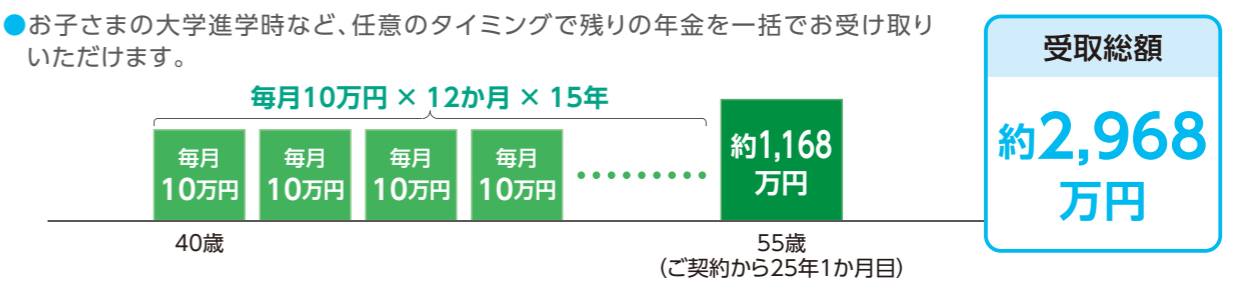
### 受取方法1 年金受取



### 受取方法2 一括受取



### 受取方法3 一部一括受取



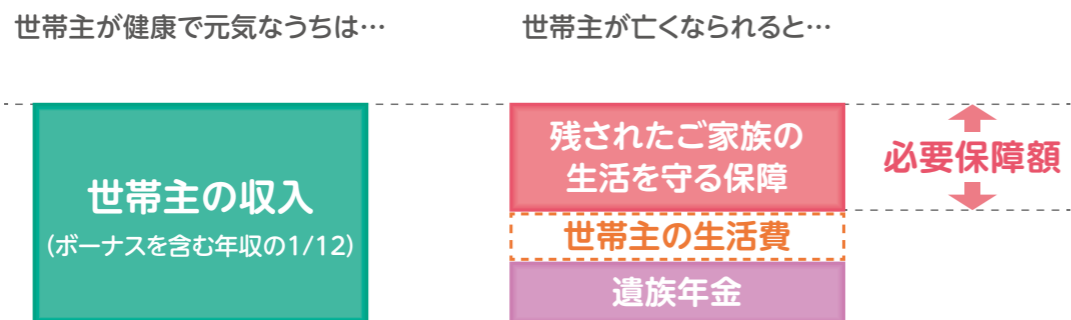
● 初めにまとまった資金が必要なお子さま、将来お受け取りいただく年金の一部を一時金で、残りの金額を毎月の年金でお受け取りいただけます。

※年金の一部を一括で受け取り、残りを年金で受け取るには、お支払事由が発生し年金を請求されるときに「年金支払特約」を付加していただきます。(三井住友海上あいおい生命所定の条件を満たす場合に限りです)  
※年金のお受け取りは年金基金設定日(「年金支払特約」を付加した日)の1年後から開始します。  
※年金額は、年金基金設定時の基礎率で計算します。

保障の考え方  
特徴としくみ  
お支払事由  
公的制度連動基準  
認定事例  
特約・特約  
お受取例  
必要保障額の目安  
Q & A  
契約概要  
注意喚起情報

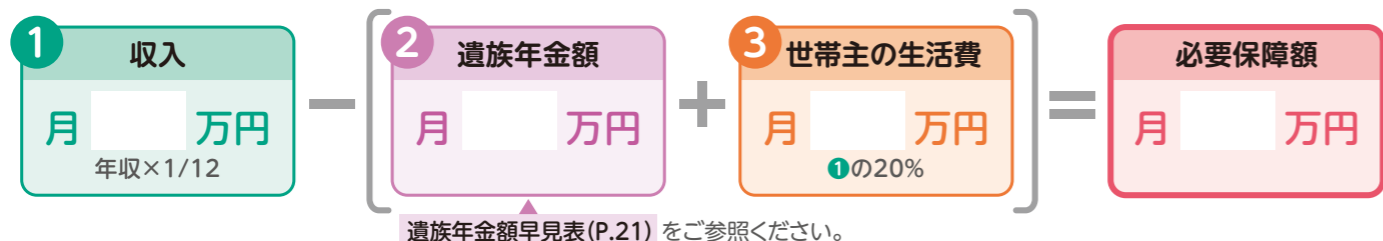
万一のときは…

今までと変わらない生活を送るために月々必要となるお金は、現在の収入をベースに考えます。しかし、現在の収入のすべてを生命保険で準備する必要はありません。



- 遺族年金を受け取ることができます  
配偶者・子は公的年金(遺族基礎年金・遺族厚生年金)を受け取れるので、その分を差し引いて考えることができます。  
※遺族年金の金額は職業や収入、ご家族構成によって異なります。遺族年金額早見表(P.21)をご参照ください。
- 世帯主本人の生活費は不要となります  
世帯主の食費や小遣い等がかからなくなりますので、その分を差し引いて考えることができます。  
※世帯主の生活費は、ひと月あたり収入の2割程度が目安です。

世帯主が亡くなられた場合の毎月の必要保障額を計算してみましょう!



お客様の家族構成やライフスタイル・職業等によって必要保障額の考え方は異なります。上記の考え方はあくまでも一例です。

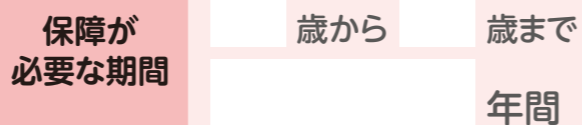
毎月の必要保障額が、いつまで必要か考えてみましょう!

必要な保険期間については、定年退職の年齢等、収入がある期間に設定します



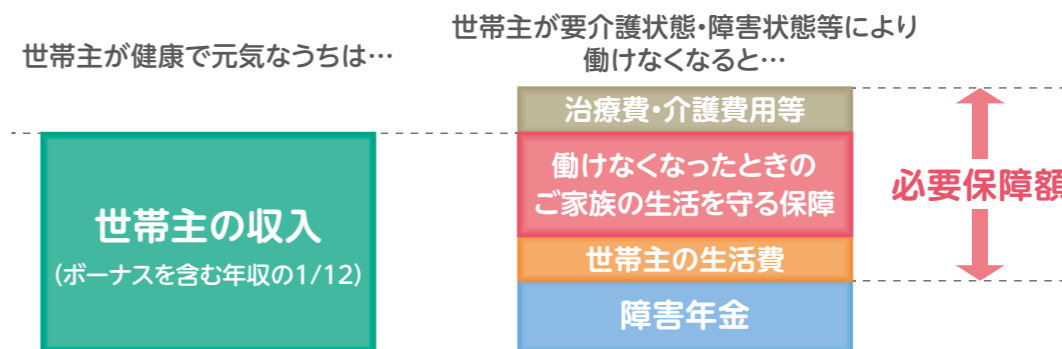
この他にも、「お子さまが独立するまで」「配偶者の老齢基礎年金支給開始時まで」「住宅ローンが終わるまで」など、お客様のライフスタイルや価値観によってさまざまな考え方があります。

- 世帯主の定年退職まで
- お子さまが独立するまで
- 配偶者の老齢基礎年金支給開始時まで
- 住宅ローンが終わるまで
- その他



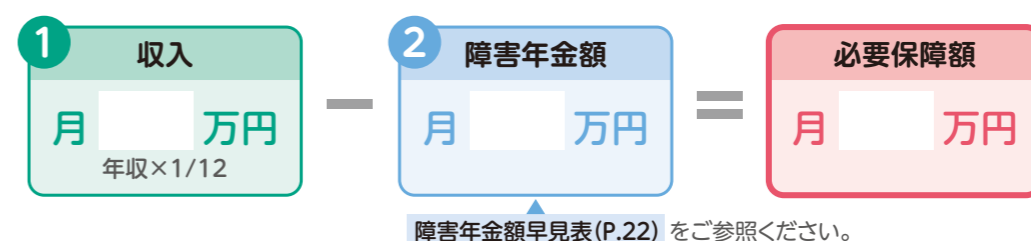
働けなくなったときは…

要介護状態・障害状態等、働けなくなったときは収入が下がる可能性があります。さらに、世帯主本人の生活費も必要となります。



- 障害年金を受け取ることができます  
一定の障害状態になったときには、公的年金制度から障害年金が支給されますので、その分を差し引いて考えることができます。  
※障害年金の額は等級や職業、家族構成等によって異なります。障害年金額早見表(P.22)をご参照ください。
- 世帯主本人の生活費は必要となります

世帯主が働けなくなった場合の毎月の必要保障額を計算してみましょう!



お客様の家族構成やライフスタイル・職業等によって必要保障額の考え方は異なります。上記の考え方はあくまでも一例です。要介護状態・障害状態等の場合、治療費や介護費用も必要となる場合があります。

住宅ローンを返済されているお客様の場合



団体信用生命保険にご加入の場合、一般的には保険金で住宅ローン残高が返済されるため、以後のローン返済額を必要保障額から差し引いて考えることができます。

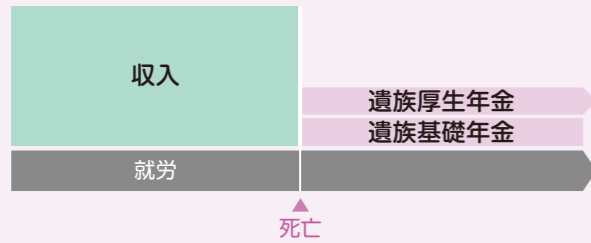


ご加入の団体信用生命保険の保障内容によっては、要介護状態・障害状態等の場合には保険金が支払われず、住宅ローンの返済が続く場合があります。

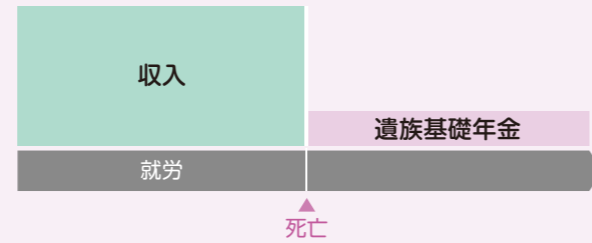
## 万一のときは…

万一のときには、残されたご家族に公的年金制度から遺族年金が支給されます。

### ●会社員・公務員等のイメージ



### ●自営業者等のイメージ



#### 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、自営業・会社員・公務員等の方が亡くなられたとき、「子のある配偶者」または「子」に支給される年金です。  
※「子」とは18歳到達年度末日まで(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで)の子です。

#### 遺族厚生年金

遺族厚生年金は会社員・公務員等の方が亡くなられたとき、一定要件を満たすご家族に支給される年金です。

## 働けなくなったときは…

一定の障害状態になったときには、公的年金制度から障害年金が支給されます。

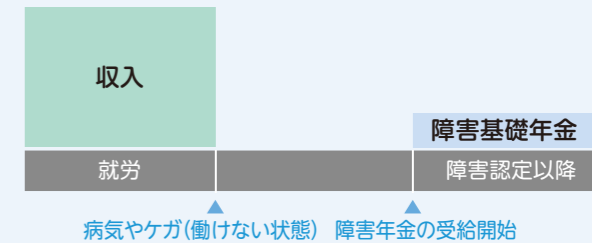
### ●会社員・公務員等のイメージ



#### 傷病手当金

- 業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与等の支払いがない場合に、4日目から通算1年6か月(約3分の2)が健康保険等から支給される制度です。
- 一般的に国民健康保険の加入者(自営業者等)には傷病手当金は支給されません。
- 加入している健康保険組合や共済組合等によっては、上記と異なる場合があります。

### ●自営業者等のイメージ



#### 障害年金

- 障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
- 障害年金には障害基礎年金と障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受給できるかは、初診日にどの年金制度に加入しているかによります。

## 遺族年金額早見表

※記載の年金額は、下記の計算条件に基づくものです。職業や収入、ご家族構成によって金額は異なります。

ご家族が受け取ることができるひと月あたりの遺族年金額

平均標準報酬月額	会社員・公務員等世帯 (遺族基礎年金+遺族厚生年金) (単位:万円)							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	93.2	7.7	137.1	11.4	160.6	13.3	168.4	14.0
30万円	109.2	9.1	153.1	12.7	176.6	14.7	184.4	15.3
40万円	125.3	10.4	169.2	14.1	192.6	16.0	200.5	16.7
50万円	141.3	11.7	185.2	15.4	208.7	17.3	216.5	18.0

## 自営業世帯 (遺族基礎年金)

(単位:万円)

平均標準報酬月額	自営業世帯 (遺族基礎年金) (単位:万円)							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
0.0	0.0	105.0	8.7	128.5	10.7	136.3	11.3	

### 遺族年金額早見表における注意事項

- ①この表は2024年9月時点の公的年金制度に基づいて、昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額について作成しています。
- ②公務員等の世帯については、死亡の原因が公務や通勤災害によらない場合の金額です。
- ③遺族年金の支給条件等の詳細は、市町村役場・年金事務所・各共済組合等にお問い合わせください。
- ④計算にあたっては2024年9月時点の年金額を使用しており、以後の改定率等は考慮していません。

### 遺族年金額早見表の計算条件

- ・遺族厚生年金の年金額は、2004年法改正時の年金額計算式(本来水準)で算出しています。
- ・遺族厚生年金については、厚生年金の加入期間を25年間(2003年3月以前を46か月、同年4月以降を254か月の計300か月)として算出していますが、各年金額は計算上の概算値であり、将来の給付を保障するものではありません。
- ・2003年4月以降は総報酬制の適用を受けませんが、本表では賞与総額を全月給の30%とし、平均標準報酬月額から平均標準報酬額を算出し、年金額に反映しています。
- ・会社員・公務員等の「妻のみ」の欄は、夫死亡時の妻の年齢が40歳~64歳の場合の金額であり、中高齢寡婦加算(年額約61.2万円)を含んでいます(経過の寡婦加算は含みません)。
- ・2015年10月より公務員等も厚生年金に加入していますが、同年9月までの旧共済年金の加入期間を有している場合には、その加入期間に応じた年金が遺族厚生年金に上乗せ支給される場合があります。
- ・表中の年金額は、各計算結果の千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と一致しないことがあります。
- ・遺族年金生活者支援給付金については、考慮していません。

## 障害年金額早見表

※記載の年金額は、下記の計算条件に基づくものです。職業や収入、ご家族構成によって金額は異なります。

ご本人が受け取ることができるひと月あたりの障害年金額

平均標準報酬月額	会社員・公務員等世帯 (障害基礎年金+障害厚生年金) (単位:万円)										
	配偶者なし		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人		
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	
障害等級1級	20万円	155.4	12.9	178.9	14.9	202.3	16.8	225.8	18.8	233.7	19.4
	30万円	182.1	15.1	205.6	17.1	229.1	19.0	252.5	21.0	260.4	21.7
	40万円	208.8	17.4	232.3	19.3	255.8	21.3	279.3	23.2	287.1	23.9
	50万円	235.5	19.6	259.0	21.5	282.5	23.5	306.0	25.5	313.8	26.1
障害等級2級	20万円	124.3	10.3	147.8	12.3	171.3	14.2	194.7	16.2	202.6	16.8
	30万円	145.7	12.1	169.2	14.1	192.6	16.0	216.1	18.0	223.9	18.6
	40万円	167.1	13.9	190.5	15.8	214.0	17.8	237.5	19.7	245.3	20.4
	50万円	188.4	15.7	211.9	17.6	235.4	19.6	258.9	21.5	266.7	22.2

## 自営業世帯 (障害基礎年金)

(単位:万円)

平均標準報酬月額	自営業世帯 (障害基礎年金) (単位:万円)									
	配偶者なし		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級	102.0	8.5	102.0	8.5	125.4	10.4	148.9	12.4	156.7	13.0
障害等級2級	81.6	6.8	81.6	6.8	105.0	8.7	128.5	10.7	136.3	11.3

### 障害年金額早見表における注意事項

- ①この表は2024年9月時点の公的年金制度に基づいて、昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額について作成しています。
- ②子とは、18歳年度末を迎えるまで(または20歳未満で障害等級1級・2級の状態)の子のことです。
- ③公務員等の世帯については、障害の原因が公務や通勤災害によらない場合の金額です。
- ④障害年金の支給条件等の詳細は、市町村役場・年金事務所・各共済組合等にお問い合わせください。
- ⑤計算にあたっては2024年9月時点の年金額を使用しており、以後の改定率等は考慮していません。

### 障害年金額早見表の計算条件

- ・障害厚生年金の年金額は、2004年法改正時の年金額計算式(本来水準)で算出しています。
- ・障害厚生年金については、厚生年金の加入期間を25年間(2003年3月以前を46か月、同年4月以降を254か月の計300か月)として算出していますが、各年金額は計算上の概算値であり、将来の給付を保障するものではありません。
- ・2003年4月以降は総報酬制の適用を受けませんが、本表では賞与総額を全月給の30%とし、平均標準報酬月額から平均標準報酬額を算出し、年金額に反映しています。
- ・配偶者がいる世帯の障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額(年額約23.4万円)を含んでいます。
- ・2015年10月より公務員等も厚生年金に加入していますが、同年9月までの旧共済年金の加入期間を有し、その期間中に初診日がある場合には、その加入期間に応じた年金が障害厚生年金に上乗せ支給される場合があります。
- ・表中の年金額は、各計算結果の千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と一致しないことがあります。
- ・障害年金生活者支援給付金については、考慮していません。

セールス手帖社保険FPS研究所調べ(2024年9月)

# Q&A

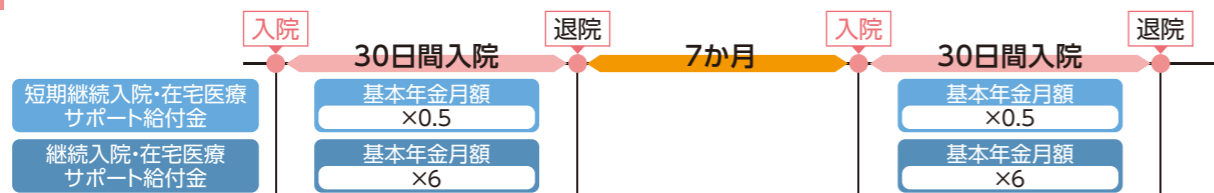
**Q1** 短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金の受け取りイメージを教えてください。

**A** 短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金の受け取りイメージは以下のとおりです。

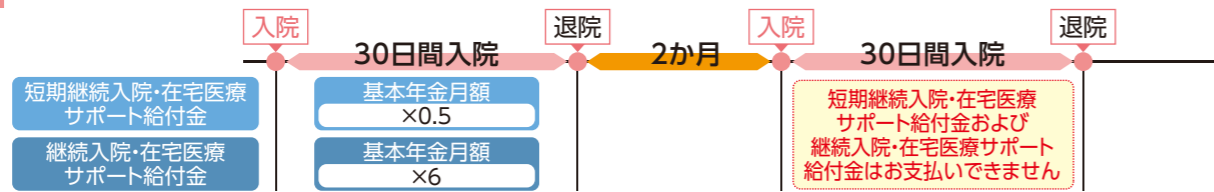
**例①** 病気やケガで10日間入院し退院したのち、1か月後に再度30日間入院した場合



**例②** 病気やケガで30日間入院し退院したのち、7か月後に再度30日間入院した場合



**例③** 病気やケガで30日間入院し退院したのち、2か月後に再度30日間入院した場合



※継続入院・在宅医療サポート給付金の支払事由に該当した日からその5か月後の月単位の応当日までの間に、新たな入院または在宅医療を開始し短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金の支払事由に該当した場合、短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金をお支払いできません。

⚠️ 上記以外のお受け取りイメージについては、「ご契約のしおり・約款」の「年金・給付金等をお支払いできない場合の具体例」によりご確認ください。

**Q2** 短期継続入院・在宅医療サポート給付金、継続入院・在宅医療サポート給付金およびストレス・メンタル疾病サポート一時金のお支払対象となる在宅医療とは？

**A** 以下のとおりご案内します。

▶在宅医療とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅などにおいて治療に専念することをいいます。

▶具体的には、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料に列挙されている以下の診療料等の算定対象となる診療行為が対象となります。

(医療機関が発行する診療明細書に以下のいずれかが算定される場合をいいます)

- 在宅患者訪問診療料(I)
- 在宅患者訪問診療料(II)
- 在宅時医学総合管理料
- 施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- 在宅患者訪問看護・指導料
- 同一建物居住者訪問看護・指導料
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
- 訪問看護指示料
- 介護職員等喀痰吸引等指示料
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- 在宅患者訪問栄養食事指導料
- 在宅患者連携指導料
- 在宅患者緊急時等カンファレンス料
- 在宅患者共同診療料
- 在宅患者訪問褥瘡管理指導料
- 外来在宅共同指導料
- 在宅がん患者緊急時医療情報連携指導料

※医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料のうち、往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除きます。

※2024年9月現在の内容であり、お支払いの対象となる在宅医療は、医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。

▶医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定は一般的に「ガン等の重い病気の終末期医療」や「要介護状態で入通院が難しい場合」等が多く、たとえば医師からうつ病と診断され退職し、自宅で療養しているが、医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定はされていない場合はお支払いできません。

⚠️ 医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料に算定されていてもお支払いできない場合があります。本パンフレットのP9-10、「ご契約のしおり・約款」の「年金・給付金等をお支払いできない場合の具体例」によりご確認ください。

**Q3** 年金・給付金等を受け取れない場合がありますか？

**A** たとえば次のような場合には、年金・給付金等をお受け取りいただけません。

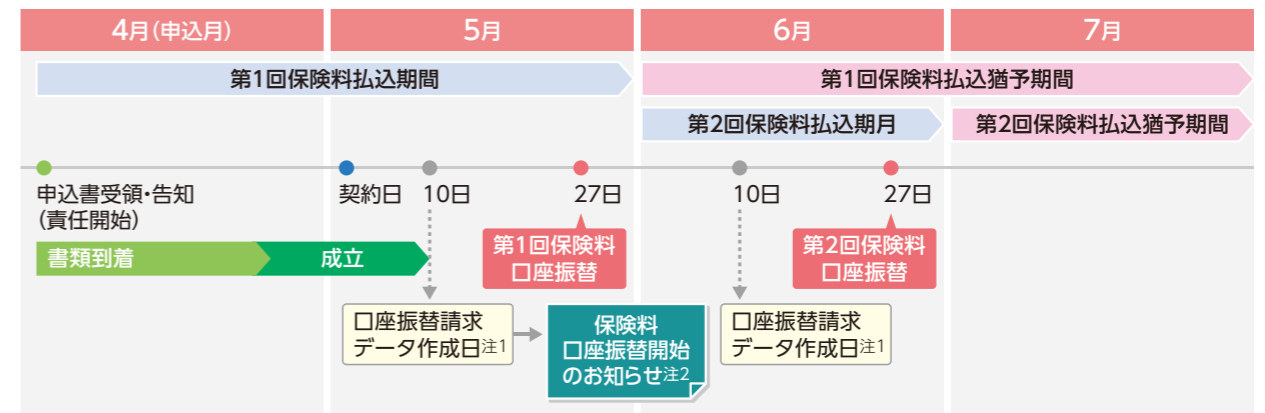
- ▶故意または重大な過失により、事実を告知されなかったりまたは事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約または特約が解除されたとき
  - ▶例)ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡されたとき
  - ▶第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となったとき
  - ▶保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき
  - ▶責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき 等
- ⚠️ 詳細につきましては、「注意喚起情報」の「年金・給付金等をお支払いできない場合」および「ご契約のしおり・約款」の「年金・給付金等をお支払いできない場合について」によりご確認ください。

**Q4** 第1回保険料が口座振替の場合、いつ第1回保険料が引き落とされますか？

**A** ご契約の成立時期等によって異なります。

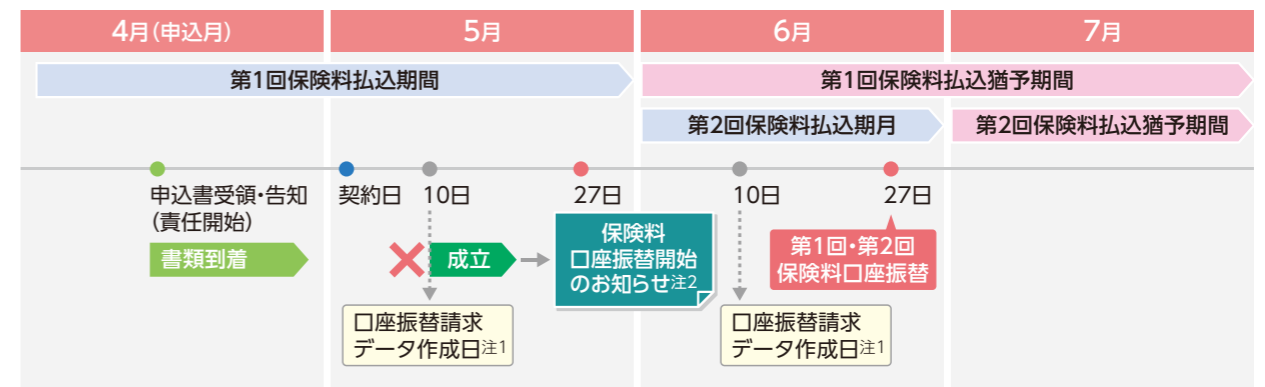
■口座振替の標準スケジュール(月払の場合)

▶契約日の属する月の口座振替請求データ作成日<sup>注1</sup>までにご契約が成立した場合、契約日の属する月に第1回保険料を口座振替させていただきます。



■ご契約の成立が遅れた場合(月払の場合)

▶契約日の属する月の口座振替請求データ作成日<sup>注1</sup>までにご契約が成立しない場合、契約日の属する月の翌月に第1回・第2回保険料をまとめて口座振替させていただきます。



注1 口座振替請求データ作成日は毎月10日頃

注2 ご契約成立後、口座振替の開始時期等のご案内をご契約者さま宛に直接送付します。

# Q&A

Q5 保険料をまとめて払い込むことはできますか？

A 保険料払込期間満了まで毎年お払込みいただく保険料を、ご契約時にまとめてお払込みいただくことができます。

- ▶ お払込みいただく保険料(前納保険料)は、三井住友海上あいおい生命所定の利率で割引きます。(契約日・前納期間・お払込日等により割引率等の条件は異なります)
- ▶ 前納保険料は三井住友海上あいおい生命所定の利率で積み立てられ、毎年の契約応当日にその年の保険料に充当します。
- ▶ ご契約が途中で消滅等(死亡・解約等)した場合、前納保険料に残額があれば払い戻します。
- ▶ 前納保険料は原則、お申込時にお払込みいただきます。お払込みが責任開始日(三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時)の翌日起算で15日を超える場合、前納の取り扱いはできません。

# すこやかな未来を保険でつくる。 人生100年時代の新しいカタチ



～一人でも多くのお客さまの「笑顔で長生き」を応援するために～  
今の時代に寄り添った保障と先進的なヘルスケアサービス「MSAケア」を組み合わせ、  
皆さまのすこやかな未来づくりをサポートします。



## MSAケアとは？

病気の予防・早期発見から健康に関するご相談、重症化・再発予防など、健康をトータルでサポートすることを目指す三井住友海上あいおい生命のヘルスケアサービスの総称です。

MSAケアの  
最新のライン  
アップはこちら



<https://www.msa-life.co.jp/lineup/msacare/>

- ※「MSAケア」は、三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。
- ※サービスの内容は2025年3月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- また、各サービスは三井住友海上あいおい生命が提携する企業が提供するサービスです。
- ※サービスの詳細や留意事項については三井住友海上あいおい生命オフィシャルホームページからご確認いただけます。
- ※お客さまに親しみをもってご利用いただくため、(M)三井(S)住友海上(A)あいおい生命の略称を用い、サービスのブランド名を「MSAケア」としました。

保障の考え方

特徴としくみ

お支払事由

公的  
制度  
運動  
基準

認定  
事例

特別・  
特約

お受  
取例

必要  
保障  
額の  
目安

Q & A

契約  
概要

注意  
喚起  
情報

## 死亡・介護障害選択型収入保障保険（無解約返戻金型） 無配当

この保険商品は右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

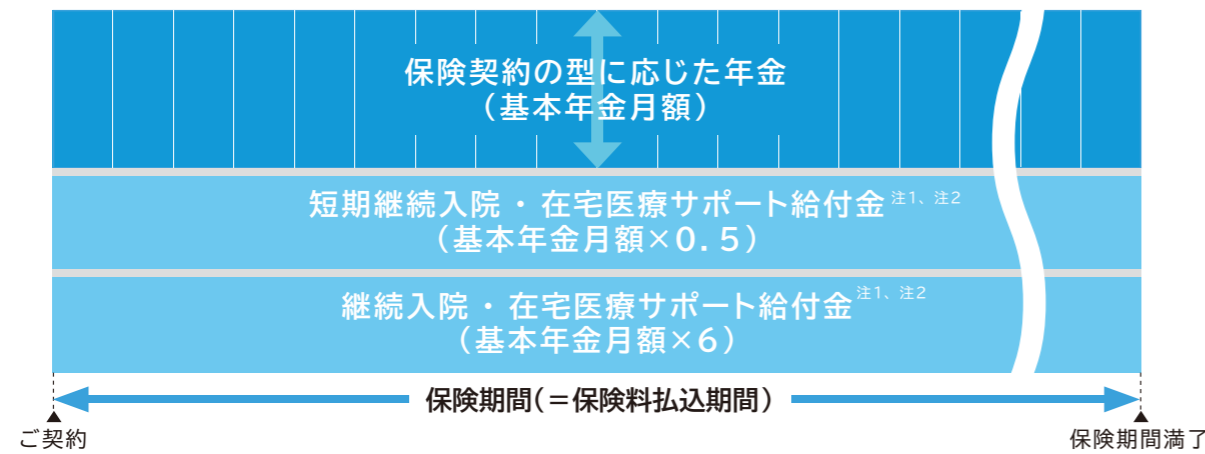
主な保障内容 ▶ 死亡時の保障 ▶ 就労不能の保障

- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますので必ずご確認ください。

### 1 特徴

- 保険契約の型に応じて、死亡されたときや要介護・障害状態等になられたときの収入減少に、保険期間満了まで毎月の年金で備えることができます。
- 年金のお支払い前に、病気やケガで一定期間継続して入院されたときまたは在宅医療を受けられたときに、一時金で備えることができます。

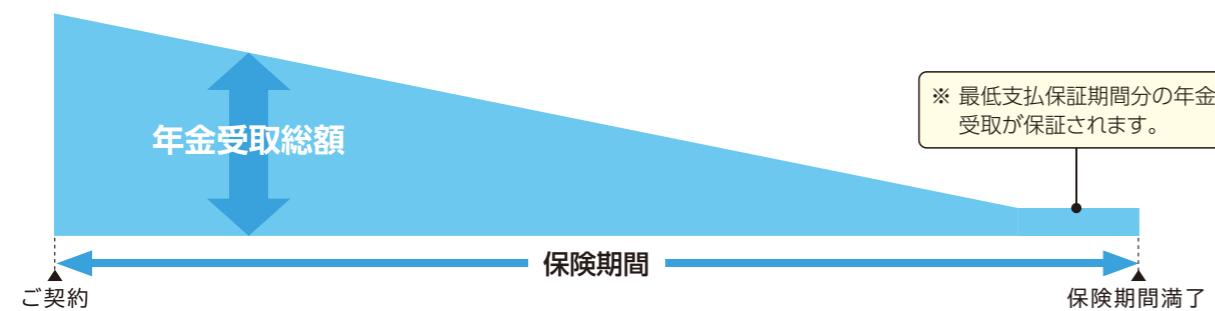
### 2 商品（主契約）のしくみ



注1 年金のお支払事由に該当したときは、それ以後に短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当しても、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金は**お支払いできません**。

注2 サポート給付金不担保特則を付加した場合、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金はお支払いしません。

#### ■年金受取総額のイメージ図



選択できる保険契約の型は次のとおりです。

販売名称	保険契約の型	給付の種類				
ブライインカム	A型	収入保障年金	高度障害年金	-	短期継続入院・在宅医療サポート給付金	継続入院・在宅医療サポート給付金
ブライインカム 介護プラン	B型	収入保障年金	高度障害年金	介護・障害就労不能年金	短期継続入院・在宅医療サポート給付金	継続入院・在宅医療サポート給付金
	C型	-	高度障害年金	介護・障害就労不能年金	短期継続入院・在宅医療サポート給付金	継続入院・在宅医療サポート給付金

※ 保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

※ 具体的なご契約の内容（基本年金月額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「**申込書**」や「**保険設計書**」等でご確認ください。

### 3 主契約の保障内容：お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

保険契約の型	年金・給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
A型	収入保障年金	死亡されたとき	基本年金月額 お支払事由に該当された日を第1回年金支払日として基本年金月額をお支払いします。
	高度障害年金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき	
B型 C型	介護・障害就労不能年金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ●国民年金法にもとづく障害等級1級または2級 <sup>注</sup> の状態に該当していると認定されたとき 注 精神の障害等は除きます。 ●公的介護保険制度に定める要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき ●満65歳未満の被保険者について、約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ●身体障害者福祉法にもとづく障害の級別1級から4級までの障害に該当し、身体障害者手帳が交付されたとき ●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづく障害等級1級の状態に認定され、精神障害者保健福祉手帳が交付されたとき	以後保険期間満了時までお支払事由に該当された日の月単位の応当日に基本年金月額をお支払いします。
	短期継続入院・在宅医療サポート給付金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、入院または在宅医療が10日以上継続したとき	
A型	継続入院・在宅医療サポート給付金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、入院または在宅医療が30日以上継続したとき	基本年金月額×6

※ 保険契約の型がC型の場合、死亡されたときの保障はありません。また、年金・給付金のお支払事由に該当する前に死亡された場合、保険契約は消滅します。

■収入保障年金、高度障害年金、介護・障害就労不能年金のいずれかを保険期間満了（最低支払保証期間を含む）までお支払いした場合、保険契約は**消滅します**。

■収入保障年金、高度障害年金、介護・障害就労不能年金は、重複して**お支払いできません**。

■年金のお支払事由に該当したときは、以後の保険料のお払込みは不要になります。

■年金のお支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合でも、最低支払保証期間のお支払いを保証します。最低支払保証期間は、10年（120回）・5年（60回）・1年（12回）があります。

■年金のお支払事由に該当したときは、それ以後に短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当しても、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金は**お支払いできません**。

## ①介護・障害就労不能年金

国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級2級の状態のうち、次のいずれかに該当していると認定された場合、介護・障害就労不能年金は**お支払いできません**。

- ・障害等級2級の第16号（精神の障害であって、第1号から第15号までと同程度以上と認められる程度のもの）
- ・障害等級2級の第17号（身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が第1号から第16号までと同程度以上と認められる程度のもの）

## ②短期継続入院・在宅医療サポート給付金、継続入院・在宅医療サポート給付金

■短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金は、保険期間を通じてそれぞれ10回のお支払いを限度とします。

■退院日または在宅医療の終了日またはその翌日に、再度入院または在宅医療を開始した場合は継続した1回の入院または在宅医療とみなします。

■在宅医療とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示<sup>注1</sup>にもとづき、日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。

注1 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料（往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除きます）に列挙されている診療料や管理指導料等の算定対象となる診療行為が対象となります。

※ 医師から「しばらく自宅で静養するように」との指示を受けて自宅で静養しても、医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定がされていない場合は**お支払いできません**。

※ お支払いの対象となる在宅医療は、医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。

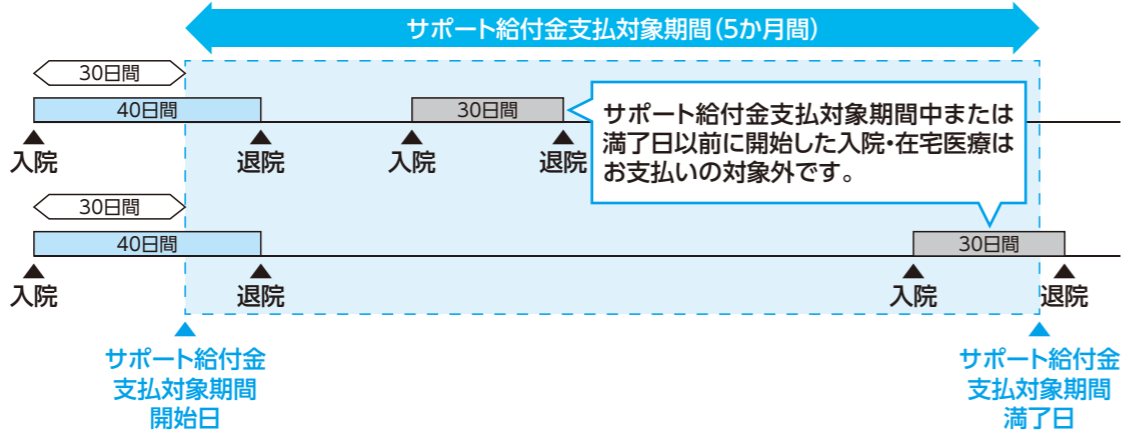
■サポート給付金支払対象期間<sup>注2</sup>中に、短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合は**お支払いできません**。

■サポート給付金支払対象期間<sup>注2</sup>満了日以前に開始した入院または在宅医療が、サポート給付金支払対象期間<sup>注2</sup>満了後に短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合は**お支払いできません**。

ただし、その入院または在宅医療が、サポート給付金支払対象期間<sup>注2</sup>満了日の翌日から起算し、短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合はお支払いします。

注2「サポート給付金支払対象期間」とは、継続入院・在宅医療サポート給付金をお支払いする場合の、継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した日からその5か月後の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日）までの期間をいいます。

<病気やケガで40日間入院したあと30日間入院した場合>



## 特則について

<サポート給付金不担保特則を付加した場合>

短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金は**お支払いしません**。

<ストレス・メンタル疾病サポート特則を付加した場合>

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ストレス・メンタル疾病サポート一時金	責任開始期以後に発病した約款所定のストレス・メンタル疾病 <sup>注1</sup> で、入院または在宅医療が30日以上継続したとき	ストレス・メンタル疾病サポート一時金額

注1 ストレスやメンタル特有の疾病に限りません。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■ストレス・メンタル疾病サポート一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

■次のいずれかに該当した場合、ストレス・メンタル疾病サポート特則は**消滅します**。

- ストレス・メンタル疾病サポート一時金が支払われたとき。ただし、保険契約は存続します。
- 年金のお支払事由に該当したとき（保険契約の型がC型の場合で、死亡された場合を含みます）。

■退院日または在宅医療の終了日またはその翌日に、再度入院または在宅医療を開始した場合は継続した1回の入院または在宅医療とみなします。

■在宅医療とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示<sup>注2</sup>にもとづき、日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。

注2 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料（往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除きます）に列挙されている診療料や管理指導料等の算定対象となる診療行為が対象となります。

※ 医師から「しばらく自宅で静養するように」との指示を受けて自宅で静養しても、医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定がされていない場合は**お支払いできません**。

※ お支払いの対象となる在宅医療は、医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。

■約款所定のストレス・メンタル疾病以外の病気やケガによる入院または在宅医療中に約款所定のストレス・メンタル疾病の治療を受けられた場合、その治療を開始した日からその約款所定のストレス・メンタル疾病の治療を目的として入院または在宅医療を開始したものとします。

## 保険料の払込免除について

■次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

- 責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき

■保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき 等



## 4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合があります。

### 保険料払込免除特約(22)

次の場合、以後の保険料のお支払いは不要になります。

払込免除事由	
ガン	ガン給付責任開始期 <sup>注1</sup> 以後に初めてガンと診断確定されたとき
心疾患	責任開始期以後に発病した心疾患 <sup>注2</sup> または脳血管疾患で入院されたとき
脳血管疾患	

注1 この書面の **5 ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について** をご覧ください。

注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

### リビング・ニーズ特約

保険金	お支払いできる場合(お支払事由)	お支払額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額(ご請求額)から6か月分の「利息および保険料相当額」を差し引いた金額

- リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。
- 特約基準保険金額は、被保険者お一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。
- 保険契約の型がC型の場合、リビング・ニーズ特約は付加できません。

### 健康診断料率適用特約

- 被保険者の健康診断の受診状況が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康診断料率適用特約」を主契約に付加することができます。保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。
- 保険契約の型がC型の場合、健康診断料率適用特約は付加できません。

※健康診断料率適用特約を付加する場合、三井住友海上あいおい生命所定の健康診断書等をご提出いただく必要があります。

### 区分料率適用特約

- 「区分料率適用特約」の販売名称は「健康優良割引」です。
- 被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「区分料率適用特約」を主契約に付加することができます。保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。
- 保険契約の型がC型の場合、区分料率適用特約は付加できません。

※区分料率適用特約を付加する場合、三井住友海上あいおい生命の定める契約引受基準において、健康状態および身体状態が良好と認められる必要があります。

## 5 ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について

保険料払込免除特約(22)のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)は責任開始日<sup>注</sup>からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)からとなります。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



## 6 ガンに関する保障の開始前にガンと診断確定されていた場合について

被保険者が、告知前または告知時からガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)の前日までにガンと診断確定されていた場合、**保険料払込免除特約(22)**は次のとおりお取り扱いします。

心疾患・脳血管疾患に関する保障は継続しますが、ガンに関する**保障はなくなりますので**、ガンの場合には保険料のお払込みを**免除することはできません**。  
この場合、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内であれば、ご契約者からのお申出により、この特約を無効とし、約款所定の金額<sup>注</sup>をお戻しすることができます。

注 「払い込まれた保険料の金額」から、「払い込まれた保険料について、この特約を付加しない場合の保険料率を適用して計算した金額」を差し引いた金額。

## 7 自動更新について

自動更新のお取扱いはありません。

## 8 解約返戻金について

保険期間を通じて**解約返戻金はありません**。

## 9 配当金について

主契約・特約とも**契約者配当金はありません**。

また、満期保険金はありません。

## 10 主な税務のお取扱いについて

### 生命保険料控除について

お申込みいただいた保険料は、保険契約の型がA型またはB型の場合は「一般生命保険料控除」の対象となります。保険契約の型がC型の場合は「介護医療保険料控除」の対象となります。どちらも他の生命保険料と合算し、一定額まで所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。(所得税法第76条)

※ 詳細につきましては、 「ご契約のしおり・約款」の「税法上のお取扱いについて」によりご確認ください。

### 年金等の税法上のお取扱いについて

#### ① 収入保障年金への課税について

契約者・被保険者と年金受取人の関係によって、次のとおり税務が異なります。

契約形態	年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
	被保険者死亡時 (年金受給権取得時)	毎年の年金受取時	
ケース① 契約者と被保険者が 同一の場合	相続税 <sup>注1</sup> (年金の評価額に対する課税) 相続税法第3条・24条	所得税 <sup>注2</sup> (雑所得) 所得税法施行令183条・185条 所得税基本通達35-1	相続税 <sup>注1</sup> 相続税法第3条
ケース② 契約者と年金受取人が 同一の場合	—————		所得税(一時所得) 所得税法第34条
ケース③ 契約者・被保険者 ・年金受取人が それぞれ別人の場合	贈与税 (年金の評価額に対する課税) 相続税法第5条・24条		贈与税 相続税法第5条

注1 受取人が法定相続人の場合は、年金の評価額(一時金として受け取る場合はその金額)に対する相続税課税時に、生命保険金の非課税限度額適用の対象となります。

注2 ケース①③で年金として受け取る場合、受給初年度を除く毎年の年金は、相続税・贈与税の課税対象部分を除いた部分が雑所得となり、所得税が課税されます。

※ 収入保障年金受取人はご契約後も変更できますが、第1回年金のお支払事由発生後は変更できません。

#### ② 年金・給付金等に関する非課税扱いについて

被保険者に支払われる高度障害年金、介護・障害就労不能年金、短期継続入院・在宅医療サポート給付金、継続入院・在宅医療サポート給付金、ストレス・メンタル疾病サポート一時金、リビング・ニーズ保険金については、「生命保険契約に基づく給付金で身体の傷害に起因して支払いを受けるもの」に該当し、年金受取・一時金受取を問わず非課税として取り扱われます。(所得税法施行令第30条)

※ 上記、税務上のお取扱いについては2024年9月施行中の税制によります。

今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、年金等にかかる税金については、実際に受け取られた時点の税制によります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

## 11 お支払いできる場合(お支払事由)の変更について

次の場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て年金・給付金等のお支払事由をその改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

- ・国民年金法、介護保険法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律またはその他関連する法令等の改正があった場合
- ・法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合

●この **注意喚起情報** は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。  
ご契約前に **契約概要** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

●この **注意喚起情報** のほか、お支払事由やご留意点の詳細、ご契約の内容に関する事項は、  
「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますので必ずご確認ください。

## 1 クーリング・オフ お申込みの撤回やご契約の解除ができます。

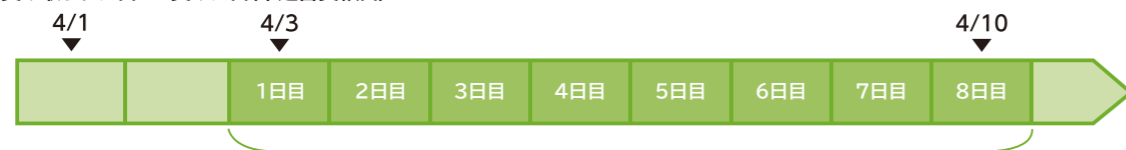
→ 詳細は、「ご契約のしおり」クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

■ お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面<sup>注1</sup>を受け取られた日（\*）」、「三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日（申込書受領日）」のいずれか遅い日からその日を含めて **8日以内であれば**、書面または電磁的記録<sup>注2</sup>によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。この場合、すでにお申込みいただいた保険料があるときには、三井住友海上あいおい生命はその金額をお戻しします。

注1 この書面（注意喚起情報）は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

注2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、三井住友海上あいおい生命ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）にクーリング・オフ受付画面を設けております。

**【例】** 注意喚起情報を  
受け取られた日 4/1  
ご契約のお申込みを  
受けた日(申込書受領日) 4/3



クーリング・オフ（お申込みの撤回等）の申出可能期間

（\*）電磁的交付を希望された場合、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

■ お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または電磁的記録の送信時（申出入力完了日付）に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。

<書面による方法>

次の事項をご記入のうえ、郵便により三井住友海上あいおい生命までお送りください。

- 申込者等の氏名（自署） ● 住所、電話番号
- 申込番号 ● お申込みの撤回等をする旨

<電磁的記録による方法>

三井住友海上あいおい生命ホームページのクーリング・オフ受付画面

（<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>）から、必要事項をご入力ください。

■ 次の場合、お申込みの**撤回等はできません**。

- 三井住友海上あいおい生命が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

## 健康状態等の告知

### 2 健康状態やご職業等についてありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）してください。

→ 詳細は、「ご契約のしおり」健康状態・ご職業等の告知義務について

#### 告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。
- 告知書でおたずねする過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。

※ 情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。

- 医師扱の場合、医師が口頭で告知を求めますので、同様に事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

#### 告知受領権について

- 告知を受ける権限（告知受領権）は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。
- 次の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
  - 社員 ● 代理店 ● 三井住友海上あいおい生命の指定する以外の医師 等

#### お申込内容等を確認させていただく場合があります

- 三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
  - ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
  - 年金・給付金等のご請求の際
  - 保険料のお払込みの免除をご請求の際

#### 傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

- 三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち年金・給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引受けできないことや「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位不支払」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

## 告知の内容が事実と相違する場合について

■ 告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を**解除することがあります**。この場合、次のとおりお取扱いします。

- 年金・給付金等をお支払いする事由が発生していても、年金・給付金等をお支払いできません。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料のお払込みを免除できません。
- お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、年金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合は、年金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により年金・給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合<sup>注</sup>には、ご契約または特約を**解除することがあります**。

注 責任開始期前に原因が生じていたことにより、年金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

■ 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、年金・給付金等をお**支払いできないこと**があります。

この場合、すでにお払込みいただいた**保険料はお戻しできません**。

※ 生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

## 3

### 保障の開始（責任開始期）

保障は「お申込みを受けた時」、「告知の時」のいずれか遅い時から開始します。

➡ 詳細は、[「ご契約のしおり」](#) 保障の開始（責任開始期）について

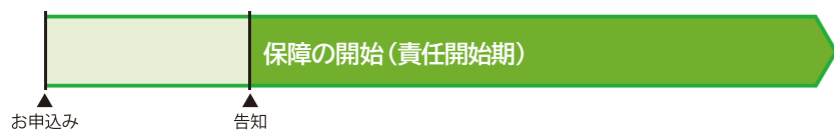
■ 三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、次のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。

この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

- お申込みを受けた時
- 告知の時

なお、特約によってはご契約後、一定期間を経過した後に保障が開始するものもありますので、

[契約概要](#)・[「ご契約のしおり・約款」](#)をご確認ください。



■ 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。

■ ご契約者、被保険者または年金・給付金等の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

## 4

### 保険料のお払込み等

保険料は、期間内にお払込みください。

➡ 詳細は、[「ご契約のしおり」](#) 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について / ご契約の復活について

### 保険料の払込猶予期間について

■ 保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

### 第1回保険料のお払込みについて

■ 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、その**ご契約は無効となります**。この場合、次のとおりお取扱いします。

- お支払いする返戻金はありません。
- 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
- 次のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
  - 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
  - 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

### 保険契約の失効・復活等について

■ 第2回目以後の保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがない場合、**ご契約は失効します**。

■ 万一ご契約が失効した場合でも、失効から3年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

年金・給付金等をお支払いできない場合

5 年金・給付金等をお支払いできない場合があります。

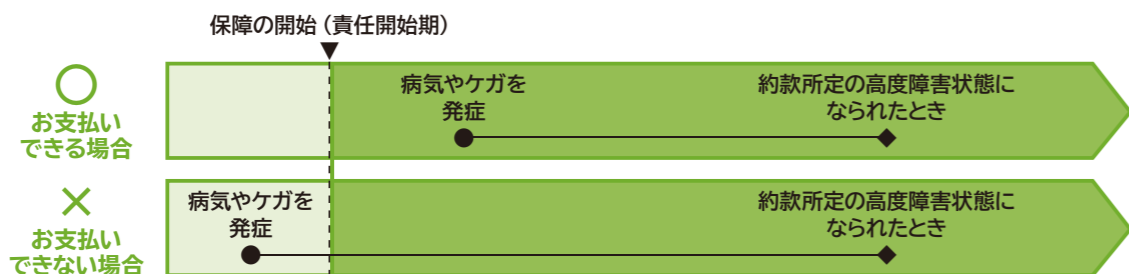
➡ 詳細は、「ご契約のしおり」年金・給付金等をお支払いできない場合について

- お支払事由に該当しない場合
  - 責任開始期（復活の場合は復活日）前の病気や不慮の事故を原因とする場合 等
    - ※ 以下の「お支払いできる場合／お支払いできない場合」もご確認ください。
- 年金・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合
  - 責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者の自殺
  - 受取人等の故意または重大な過失によるお支払事由の発生 等
- 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 保険契約のお申込みや復活等の際に、年金・給付金等を不法に取得する目的があつてご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合
- 年金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または年金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合
- 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合
- 第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

お支払いできる場合／お支払いできない場合

【例】高度障害年金をお支払いできる場合／お支払いできない場合

責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由（約款所定の高度障害状態になられたとき）に該当した場合には、高度障害年金をお支払いできません。



責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする約款所定の高度障害状態であっても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。

- ・お申込みや復活の際に責任開始期前に発生した病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、約款所定の高度障害状態の原因となる病気やケガを三井住友海上あいおい生命が知っていた場合
- ・約款所定の高度障害状態の原因となる病気やケガについて、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合  
ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

※ 他の年金・給付金等についても、同様の取扱いとなります。（収入保障年金は除きます。）

解約と解約返戻金

6 解約返戻金はありません。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」解約と解約返戻金について

- 死亡・介護障害選択型収入保障保険（無解約返戻金型）には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ※ 解約返戻金については、「契約概要」・「ご契約のしおり・約款」もあわせてご確認ください。
- ※ 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、年金・給付金等の受取金額が、払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社が経営破綻した場合等

7 保険会社の業務または財産の状況の変化、または経営破綻により、年金・給付金額等が削減されることがあります。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」保険会社の業務または財産の状況が変化した場合／「生命保険契約者保護機構」について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者等の保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

## 新たな保険契約へのお申込み

8

現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、新たな保険契約へのお申込みをされる場合、不利益となることがあります。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」新たな保険契約へのお申込みについて

### 一般的に不利益となる事項について

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約の**お引受けができないことや**、その告知がされなかったためにご契約が**解除・取消となることもあります**。  
※ ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の「告知の内容が事実と相違する場合について」をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、年金・給付金等のお支払いができないことがあります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、**年金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります**。
- 新たにお申込みの保険契約によっては、ガンに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に保険料の払込免除事由が生じた場合、**保険料の払込免除ができないことがあります**。  
※ ガンに関する保障を途切らせないためには、現在ご契約の保険契約を継続し、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。

### その他ご確認いただきたい事項について

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とは異なることがあります。

## 年金・給付金等のご請求

9

年金・給付金等のご請求の際はすみやかに三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」年金・給付金等のお受取り等の手続きについて

- ご請求手続き、年金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上あいおい生命ホームページ (<https://www.msa-life.co.jp>) に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、年金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に年金・給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、年金・給付金等をお支払いします。ただし、この書面の「5 年金・給付金等をお支払いできない場合」に記載している約款の定めにより年金・給付金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

## 年金・給付金等の代理請求

10

代理人が年金・給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」年金・給付金等のお受取り等の手続きについて

- 次の場合、年金・給付金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が年金・給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。
  - 被保険者と年金・給付金等の受取人が同一で、受取人が年金・給付金等を請求できない特別な事情があるとき
  - 被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき
- 代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

## お問い合わせ先

## 11 保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

➡ 詳細は、📖 「ご契約のしおり」 苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

## お問い合わせ先

## 三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386** (無料)  
受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## お問い合わせ先

## 一般社団法人 生命保険協会

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

## 個人情報の取扱いについて

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

1. 三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
  - 保険契約の引受、維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
  - 三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
  - その他保険に関連・付随する業務

また、三井住友海上あいおい生命およびMS&AD インシュアランス グループ各社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約の引受、履行のために利用することがあります。

2. 三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&AD インシュアランス グループ各社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下「委託先」といいます。）に委託しております。
3. 三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。  
※ 医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

4. 三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

5. 三井住友海上あいおい生命は、契約内容登録制度<sup>注1</sup>、契約内容照会制度<sup>注1</sup>、支払査定時照会制度<sup>注2</sup>に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、保険契約等に関する所定の情報（詳細は📖 「ご契約のしおり」 または三井住友海上あいおい生命ホームページ (<https://www.msa-life.co.jp>) をご確認ください。)を同協会に登録し、利用することがあります。

注1 📖 「ご契約のしおり」 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」についてをご確認ください。

注2 📖 「ご契約のしおり」 「支払査定時照会制度」についてをご確認ください。

6. 三井住友海上あいおい生命およびMS&AD インシュアランス グループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスやMS&AD インシュアランス グループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、**三井住友海上あいおい生命ホームページ** (<https://www.msa-life.co.jp>) をご覧ください。

# 「ご契約のしおり・約款」について

●「ご契約のしおり・約款」には、ご契約にともなう大切な事項が記載されています。  
必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

●「ご契約のしおり・約款」の内容は、次の方法でご確認いただくことができます。

Web版 (Web約款) 三井住友海上あいおい生命のホームページからご確認いただけます。

冊子版<sup>注</sup> お受け取りいただく冊子でご確認いただけます。

注 冊子版を希望される場合は、ご契約時に販売資格を持つ募集人にお申し出ください。  
ご契約後にお申し出いただく場合は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

## 銀行が生命保険募集人となる場合のご留意点

### ■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。

### ■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。

## ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知っていただきたい事項について記載しています。

## 約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

### 「Web約款」について

「Web約款」とは、三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」です。

#### ■ 特徴

- ・いつでもパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」を閲覧いただけます。
- ・ご覧になりたいページを拡大することができます。
- ・保管の必要がなく紛失の心配がありません。

#### ■ 「Web約款」の閲覧方法

##### 1 QRコードまたは URL から直接閲覧

- QRコードを読み取ってアクセス
- URLからアクセス



<https://www.msa-life.co.jp/yakkan/pdf/2025-0210.pdf>

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

##### 2 三井住友海上あいおい生命ホームページから閲覧

- ① インターネットで三井住友海上あいおい生命のホームページにアクセス

三井住友海上あいおい生命ホームページ

<https://www.msa-life.co.jp>

- ② トップページ「Web約款」をクリックし、「ご契約のしおり・約款」ページへ移動
- ③ 「保険種類」または「ご契約のしおり・約款コード」から該当の「ご契約のしおり・約款」を選択

ご契約のしおり・約款コード

2025-0210

※ 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。